

論文

朝鮮人戦時労働者の「証言」に関する学問的考察(続篇)

— 日炭遠賀鉱業所(高松炭鉱)を中心に —

勝岡 寛次(麗澤大学国際問題研究センター客員教授)

まえがき

本稿は、前稿「朝鮮人戦時労働者の「証言」に関する学問的考察」の続篇である。

前稿で筆者は、朝鮮人戦時労働者の「証言」を学術的に検証するための方法論を提示し(序論)、その方法論に従って「明治日本の産業革命遺産」に含まれる炭鉱についての証言の検証を行い(第一部)、また全国の炭鉱の中から特筆すべき証言の事例を、都道府県・炭鉱別にピックアップして紹介した(第二部)。

その際、時間的制約から、「特に証言者の多い福岡県については、まだ精査の及んでいない炭鉱が多く、引き続き検証を進めることが、残された今後の課題である」と記した。¹

従って、本稿においては前回調査の及ばなかった筑豊炭田を中心に精査し、特に証言者の多かった日炭遠賀鉱業所(高松炭鉱)と麻生鉱業に的を絞り、それぞれについて動員の経緯、賃金・賃金差別、食糧事情、逃亡対策・外出の自由、朝鮮独立運動との関係、労働争議に見る労使間の力関係、満期・一時帰国・家族呼び寄せ、終戦時の会社対応などの項目別に証言の検証を進め、また両者の比較についても意を用いた。(麻生鉱業については、紙数の関係で、次号に掲載する。)

尚、本論に入る前の予備的考察として、筑豊炭田について集中的に証言を集めたジャーナリストの林えいだいの遺した「証言」について考察し、証言を学術的に検証する上での問題点について述べる。

証言を鵜呑みにすることの危険性

林えいだい(1933～2017)というノンフィクション作家がいる。

彼は1970年代から、筑豊炭田地区に在住する朝鮮人戦時労働者の証言の精力的な聞き書きを開始し、その成果を元に朝鮮人「強制連行」「強制労働」に関する数々の著作を物している。中でも『強制連行・強制労働―筑豊朝鮮人坑夫の記録』(現代史出版会、1981)、『消された朝鮮人強制連行の記録―関釜連絡船と火床の坑夫たち』(明石書店、1989)は多くの証言を掲載しており、特に後者は完全な証言集となっている。

筆者の調査した「朝鮮人戦時労働者に関する証言者一覧」(未発表)によれば、日本国内の既刊刊行物に掲載された朝鮮人戦時労働に関する証言者全450名中、林の聞き取りによる証言者は75名を数える(福岡県70名・長崎県4名・佐賀県1名)。林が記録した証言者の特徴は、筑豊炭田に集中していること、また同一炭鉱内で朝鮮人・日本人関係者の

双方にインタビューしていることである。

林自身は、自身の聞き書きについて、次のように述べている。

「日本人関係者をはじめ、韓国・朝鮮人を三百数十人取材したが、ここではそのうち六十三人にしぼってまとめた。」(前掲、林『消された朝鮮人強制連行の記録』まえがき)

ここから、林が聴き取った証言者「三百数十人」の内、公表されたのは五分の一程度に過ぎないことが判る。朝鮮人戦時労働者の聞き取り人数に関する限り、林はその第一人者と言って過言ではない。しかし、林が紹介した「証言」には、数々の問題があるように思われる。

第一に、林の証言は、基本的データを欠く点で大きな不備がある。

表1は、前掲『強制連行・強制労働』(1981)『消された朝鮮人強制連行の記録』(1989)で林が公表した、証言者に関するデータである。前者では朝鮮人側証言者13人・日本人側証言者11人、計24人の証言を紹介し、後者では63人(朝鮮人側証言者26人・日本人側証言者37人)を紹介しているが、両著の証言者にはかなり重複があり、重複を除くと下記のように計70人の証言者(朝鮮人側証言者28人・日本人側証言者42人)となる。

表1 林が『強制連行・強制労働』(1981)『消された朝鮮人強制連行の記録』(1989)で紹介した証言者

【朝鮮人側証言者】 ○の重複は、両著で証言が重複していることを示す。

No.	氏名	1981	1989	証言日時	在住(証言場所?)	炭鉱名、当時の立場・肩書
1	金仲錫	○		1975	飯塚市	崎戸炭鉱(長崎県)
2	鄭三省	○		1973	鞍手郡宮田町	海老津炭鉱→夕張炭鉱→西戸崎炭鉱
3	朴五龍	○	○	1974	北九州市	豊洲炭鉱古長鉱業所(福岡県)
4	金秋月	○		1974	北九州市	小倉炭鉱(福岡県)
5	文有烈	○	○	1974	鞍手郡鞍手町	麻生赤坂炭鉱→泉水炭鉱(福岡県)
6	金永植	○		1974	下関市	日炭高松炭鉱(福岡県)
7	安龍漢	○	○	1973	田川市	豊洲炭鉱上田鉱業所(福岡県)
8	廉燦淳	○	○	1974	北九州市	三井山野鉱業所漆生炭鉱(福岡県)
9	安元錫	○	○	1974	田川市	豊洲炭鉱古長鉱業所労務係(福岡県)
10	張遜鳴	○	○	1977	嘉穂郡稲築町	麻生鉱業所赤坂炭鉱(福岡県)
11	蔡朝子	○	○	1973	鞍手郡宮田町	貝島鉱業所大之浦炭鉱(福岡県)
12	沈鶴鎮	○	○	1973	鞍手郡宮田町	貝島鉱業所大之浦炭鉱寮長(福岡県)
13	黄学成	○	○	1979	嘉穂郡庄内村	麻生鉱業所赤坂炭鉱朝鮮人隊長(福岡県)
14	崔順徳		○	不明	宮田町	貝島大之浦炭鉱朝鮮人納屋頭領夫人
15	李判奎		○	不明	小竹町	貝島大之浦炭鉱(福岡県)
16	金亨坤		○	不明	糸田町	住友鴻之舞炭鉱(北海道)→貝島鉱業所大辻炭鉱(福岡県)
17	呉鶴伊		○	不明	岡垣町	貝島鉱業所大辻炭鉱(福岡県)
18	趙永熙		○	不明	中間市	大正鉱業所中鶴炭鉱舎監助手(福岡県)

19	金哲発		○	不明	稲築町	麻生鉱業所赤坂炭鉱(福岡県)
20	徐大錫		○	不明	北九州市	樺太名好炭鉱→古河日尾炭鉱(福岡県)
21	沈石万		○	不明	北九州市	日炭遠賀鉱業所高松炭鉱第二坑(福岡県)
22	金昌淳		○	不明	水巻町	日炭遠賀鉱業所高松炭鉱第一坑(福岡県)
23	姜雲基		○	不明	東京	日炭遠賀鉱業所高松炭鉱第一坑(福岡県)
24	蔡鴻哲		○	不明	北海道帯広市	父・蔡晩鎮が日炭遠賀鉱業所高松炭鉱
25	鄭学南		○	不明	慶尚北道安東郡	夫・蔡晩鎮が日炭遠賀鉱業所高松炭鉱
26	趙金順		○	不明	北九州市	夫・蔡春鎬が日炭遠賀鉱業所高松炭鉱
27	姜九声		○	不明	添田町	住友鉱業所忠熊炭鉱
28	崔龍落		○	不明	穂波町	慶尚院住職

【日本人側証言者】

No.	氏名	1981	1989	証言日時	在住(証言場所?)	炭鉱名、当時の立場・肩書
29	松藤要吉	○	○	1974	嘉穂郡稲築町	麻生鉱業所赤坂炭鉱請願巡查(福岡県)
30	野見山魏	○	○	1974	飯塚市	麻生鉱業所赤坂炭鉱労務係(福岡県)
31	満生重太郎	○	○	1976	福岡市	田川警察署特高主任(福岡県)
32	落合一郎	○		1976	鞍手郡宮田町	貝島炭鉱協和訓練所長(福岡県)
33	松井孝行	○		1974	田川市	橋上炭鉱労務係(福岡県)
34	黒岩勇輔	○		1974	田川郡方城町	三菱方城炭鉱大和寮寮長(福岡県)
35	水上未秋	○		1979	田川郡川崎町	高倉炭鉱坑内係(福岡県)
36	伏谷浅市	○		1973	鞍手郡宮田町	貝島炭鉱坑内係(福岡県)
37	坂田九十百	○	○	1980	田川市	豊洲炭鉱上田鉱業所坑長(福岡県)
38	中村義幹	○	○	1975	嘉穂郡桂川町	観光寺住職(福岡県)
39	大坪金章	○	○	1973	大牟田市	三井山野鉱業所漆生炭鉱坑内係(福岡県)
40	綿貫正三		○	不明	福岡市	朝鮮総督府官房情報課・検閲課庶務係長
41	入江勇次郎		○	不明	宮田町	貝島鉱業所大之浦炭鉱労務係(福岡県)
42	桂巧		○	不明	宮田町	貝島鉱業所大之浦炭鉱坑内係(福岡県)
43	井出清美		○	不明	川崎町	古賀鉱業所大峰炭鉱労務係(福岡県)
44	寺尾章		○	不明	直方市	筑豊鉱山地帯特別警備部隊長(福岡県)
45	岩田鹿雄		○	不明	添田町	古賀鉱業所峰地炭鉱労務係(福岡県)
46	其田信義		○	不明	川崎町	豊洲炭鉱古長鉱業所労務係(福岡県)
47	大場重治		○	不明	川崎町	豊洲炭鉱古長鉱業所労務課長(福岡県)
48	小松一馬		○	不明	川崎町	豊洲炭鉱古長鉱業所労務主任(福岡県)
49	藤本利雄		○	不明	川崎町	豊洲炭鉱上田鉱業所労務主任(福岡県)
50	博田倍男		○	不明	田川市	三井田川鉱業所第三坑労務係(福岡県)
51	丸山正憲		○	不明	川崎町	三井田川鉱業所第四坑坑内係(福岡県)
52	竹原三二		○	不明	中間市	大正鉱業所中鶴炭鉱労務係(福岡県)
53	宮崎太郎		○	不明	穂並町	日本石炭坑夫組合主事
54	柿山重春		○	不明	飯塚市	飯塚警察署特高主任(福岡県)
55	古賀博演		○	不明	飯塚市	麻生下三緒炭鉱勤労報国隊・観音寺住職
56	持田次男		○	不明	稲築町	麻生工業所赤坂炭鉱寮長(福岡県)

57	伊藤栄一		○	不明	金田町	日本鉱業本社労務係長
58	穂積隆重		○	不明	福岡市	日炭遠賀鉱業所労務係長
59	長田信俊		○	不明	北九州市	福岡鉱山監督局→日炭遠賀鉱業所福利課
60	野村勇		○	不明	水巻町	日炭遠賀鉱業所高松炭鉱第一坑労務係長
61	宮司照吉		○	不明	水巻町	日炭遠賀鉱業所高松炭鉱第三坑労務係
62	伊藤秋蔵		○	不明	北九州市	日炭遠賀鉱業所高松炭鉱第二坑共安隊長
63	水上敏英		○	不明	水巻町	日炭遠賀鉱業所高松炭鉱第三坑労務係
64	中園信敬		○	不明	水巻町	日炭遠賀鉱業所高松炭鉱第一坑労務係
65	新川昌隆		○	不明	水巻町	日炭遠賀鉱業所高松炭鉱第二坑労務係
66	中村清熊		○	不明	小郡市	関釜連絡船興安丸乗組員
67	小川保雄		○	不明	北九州市	朝日新聞釜山支局記者
68	東喬		○	不明	大阪府岸和田市	海軍徴用工引率者
69	中村フジエ		○	不明	全羅北道淳昌市	夫・宗元周が百々谷炭鉱（福岡県）
70	吉田清治		○	不明	千葉県我孫子市	山口県労務報国会動員部長

以上から判る通り、林が紹介した証言は証言日時が不明なものが多い。『強制連行・強制労働』（1981）では、まだ証言年だけは記載していたが、『消された朝鮮人強制連行の記録』（1989）になると、証言年月日の記載が全くない。前者の証言年の記載から、多くの証言は1970年代から80年代にかけて行われたと推測されるが、これは「証言記録」としては致命的な瑕疵である。また証言場所についても、証言者の在住地（市町村）を明記するのみで、恐らく証言者の自宅で聴き取りしたものと思われるが、定かではない。このように、林の証言は基本的データを欠く点に問題がある。

第二に、同一証言者による重複した証言（表1で○が重複している証言）を比較すると、両者は同一のソースに基いている（内容的に明らかに同一の証言である）にも拘らず、喰い違いも見られる。一例を示そう。（以下の事例は、前稿「朝鮮人戦時労働者の「証言」に関する学問的考察」の第二部「特筆すべき炭鉱の事例」の麻生赤坂炭鉱で既に取り上げたものだが、考察が不十分だったので、今回改めて考察した。）

表1のNo.5、麻生赤坂炭鉱で働いていた文有烈は証言の重複する事例だが、『強制連行・強制労働』と『消された朝鮮人強制連行の記録』では、次のような喰い違いが見られる。（下線・波線は引用者、以下同様）

『強制連行・強制労働』（1981）

「お前たちは麻生炭鉱へ行く。二年したら帰国させるから、お国のために頑張れ!」と、戦闘帽をかぶった男が演説しました。二年で帰らせる約束なんか、本当に信じる者は一人もいないですよ。二年契約だといって、炭鉱に強制された同胞が、満期になって帰国した例を聞いたことがなかったからです。」(120頁)

『消された朝鮮人強制連行の記録』（1989）

「お前たちは九州の麻生炭鉱へ行くことになった。一年したら帰国させるから、お国のために頑張れ!」と、戦闘帽を被った男が演説したけど、あの当時、一年で帰らせる約束なんか、本当に信じる者は一人もおらん。二年契約だといってうちの面から炭鉱に徴用さ

れた同胞が、満期になって帰国した例を聞いたことがなかったからです。」(495頁)

このように、前者では「二年で帰らせる約束」だったものが、後者では「一年で帰らせる約束」に訂正されている。これは、どちらが正しいのか。因みに朝鮮人戦時労働者の契約期間は二年が中心だが、一年の場合もあり、日本鉱山協会が全国の78炭鉱について調査した『半島人労務者二関スル調査報告』(昭和15年)によれば、「株式会社麻生商店」(麻生炭鉱)の契約期間は「一ケ年」である(224頁)。

従って、この場合は後者(1989)が正しいと思われるが、文有烈の証言にはもっと重大な喰い違いもある。

『強制連行・強制労働』(1981)

「麻生赤坂炭鉱の賃金は安いと評判になって、他の高い炭鉱へ脱走する人が増えた。一日二円だったが、休みがあるのでその分賃金は少なかった。現金を持たせると逃亡するといわれて、強制貯金させられた。残りは朝鮮へ送金ですたい。(中略)一カ月ぐらいしてから、女房の父親から手紙がきました。(中略)送金は最初の二円きり、その後は全然着いてないということでした。(中略)／送金したというが、実際には第一回目の二円しか着いてないので、明細を見せてくれというのと、「届いてない? そんなことがあるか」と、とぼけるんですよ。」(122-123頁)

『消された朝鮮人強制連行の記録』(1989)

「赤坂炭鉱の賃金は安いので、他の炭鉱へ脱走する人が増えた。一日二円平均だったけど、一カ月二十二、三方なので合計するとぐっと少なくなる。(中略)／現金を持たせると逃亡する恐れがあるといわれて、強制貯金をさせましたからね。(中略)残りは朝鮮へ送金ですたい。(中略)／一カ月ぐらいしてから、妻の父から手紙が来ました。(中略)送金は最初の二百円きり、その後は全然着いていないということでした。(中略)／労務は寮の者には、毎月きちんと送金していると今まで説明していたですよ。実際には第一回目の二百円しか届いてないとなると、後の金はどうなったのかと心配になります。／労務の詰所に行って明細を見せてくれというのと、「送金が届いてないか? そんなことがあるか」と、とぼけるんです。」(410-411頁)

前者では第一回目の送金額が「二円」だが、後者では「二百円」である。大きな違いがあるが、どちらが正しいのか。これも判断に迷うところだが、前稿ではこう書いた。「両者とも強制貯金させた「残りは朝鮮へ送金」とあるから、一日の稼ぎ分である「二円」しか送金しないということは有り得まい。「一日二円平均だったけど、一カ月二十二、三方」とあることから、文の賃金月額が45円程度、そこから強制貯金させた「残りは朝鮮へ送金」したということになり、実際には数か月分をまとめて、会社側は200円を文の郷里に送金したのであろう。」(前稿、63-64頁)

しかし、同じ麻生赤坂炭鉱で働いていた他の朝鮮人戦時労働者には、次のような証言がある。

「最初のうちは食べるのが精いっぱい、何のために内地まで働きに来たのか分からな

かった。三ヵ月働くと、やっと八円が出来たので父に送金した。」(張遜鳴・林(1989))

ここから判断すると、「二百円」を送金するためには6年近くを要することになる($3 \times 200/8 = 75$ か月)。第一回目で「二百円」を送金するのは物理的に無理である。

因みに、前掲『半島人労務者二関スル調査報告』によれば、麻生炭鉱の送金額の「毎月の平均」は22.5円である。ここから推定すれば、「二円」も「二百円」も間違いで、「二十円」が正しいのではないかとと思われるが、詳細は不明である。しかし、林の証言記録では「二円」と「二百円」の二種類があることになり、これでは文有烈自身は元々どう証言したのかが、判らないことになってしまう。

送金額「二円」と「二百円」では大きな違いがあり、聴き取り者(林)の恣意で勝手に訂正したとすれば、それ自体が問題であろう²。林が聴き取り調査した証言者の中には、後になって偽証が明らかになった吉田清治も含まれている(表1、No.70)。証言を鵜呑みにすることの危険性は、こうした事例にも端的に表れている。

しかし、林の記録した証言は、同一炭鉱につき、労使(朝鮮人・日本人)双方の関係者を丹念にインタビューしているという点では、「証言」を検証する上で有用な素材を提供している、と言える。

例えば、林(1989)の紹介した証言を炭鉱別に整理すると、次のようになる。

日炭遠賀鉱業所	: 16人(朝鮮人7・日本人9)
麻生鉱業所	: 11人(朝鮮人4・日本人7)
豊洲炭鉱	: 9人(朝鮮人3・日本人6)
貝島鉱業所	: 8人(朝鮮人2・日本人6)
三井鉱業所	: 4人(朝鮮人1・日本人3)
古賀鉱業所	: 3人(日本人3)
大正鉱業所	: 2人(朝鮮人1・日本人1)

そこで本稿では、最も多くの関係者が証言している日炭遠賀鉱業所と麻生鉱業所を中心に、証言を検証することとした。その際、証言を客観的に検証するために周辺史料も活用する。

両者に共通する一次史料としては、『半島人労務者二関スル調査報告』(日本鉱山協会、昭和15年)、『特高月報』、他に日炭遠賀鉱業所については興梠友兼「石炭生産確保対策」(非売品、昭和17年)、麻生鉱業所については『半島労務者勤労状況に関する調査報告』(労働科学研究所、昭和18年)がある。

二次史料としては、日炭遠賀鉱業所については興梠友兼『忘れ得ぬ其日』(非売品、1975年)、『水巻町誌増補』(水巻町、2001年)、『日炭回顧録』(弦書房、2012)、同炭鉱の労働組合の歴史をまとめた『日炭高松組合十年史』(日炭高松労働組合、昭和34年)、また麻生鉱業所については『麻生百年史』(麻生セメント、1975年)、『麻生百五十年史』(麻生、2023年)、佐川亨平『筑豊の朝鮮人鉱夫 1910～30年代一労働・生活・社会とその管理』(世羅書房、2021年)、竹内康人『調査・朝鮮人強制労働①炭鉱編』(社会評論社、2013年)等がある。

日炭遠賀鋳業所（高松炭鋳）の成り立ちと概要

日炭遠賀鋳業所は、日産コンツェルンの傘下にあった日本炭鋳株式会社(昭和9年創立、福岡県遠賀郡水巻村)の経営する炭鋳で、通称「高松炭鋳」とも呼ばれる。社名は、日本炭鋳→日本化学工業(昭和12.2)→日産化学工業(昭和12.12)→日本鋳業(昭和18)→日本炭鋳(昭和20)と目まぐるしく変わるが、紛らわしいので、本稿では「高松炭鋳」で統一する。

高松炭鋳は、興枙友兼こうろぎ所長の下で採炭技術の合理化を推し進め、福利厚生施設の充実にも力を注いでいる。例えば、興枙は坑夫の家族用に二階建ての社宅を建設したが、これは当時としては非常な厚遇と言えた。以下、興枙の回想録から引用する。

「坑員の住宅については、当時迄は、一般に坑員に対しては、一家族に対し、六畳一間が普通であった。(中略) 実際問題として、二番方三番方等の夜勤者に対しては、従来の様な住宅では必要な休養が取れないから、(中略) 私は先づ第一に住宅を二階建として、上下二間を一住宅とし、…日当りの良い様に建てた。(中略)／「興枙は坑夫の住宅に、まるで係員の住宅見た様な家等を建てゝいる、今にみろ、きっと高松は潰れるぞ！」

(興枙友兼「忘れ得ぬ其日」、『石炭研究資料叢書』第27輯所収、86頁)

興枙はこのような周囲の非難の声の中で、福利厚生施設の充実に努めたが、重要な点はこれらの施設が日本人坑夫だけでなく、朝鮮人坑夫にも平等に提供されたという点である。興枙は、昭和18年に書かれた「石炭生産確保対策」という提言書の中で、次のように書いている。

「在来の熟練夫の減少の因をなした一部の理由として半島人の増加と云ふ事は見逃す事は出来ない。吾人は半島人だからと云つて其住居や取扱ひに何等の差別をしないし又差別をするわけには行かぬ。」

(興枙友兼「石炭生産確保対策」、『石炭研究資料叢書』第27輯所収、171頁)

この興枙の言が空言ではないことは、『日炭回顧録』の中に興枙の業績として「社宅改善(南向きの日当たりのよい八軒長屋は、当時としてはすばらしかった。国籍や勤務年数に関係なく公平に入れた。)」との記述があることや(三輪宗弘『『日炭回顧録』の刊行に寄せて』、日炭回顧録の会編『日炭回顧録』6頁)、昭和18年6月に高松炭鋳に家族で引っ越してきた鄭学南(同年1月に入坑した蔡晩鎮の妻)の次のような証言によって裏書きされる。

「炭鋳の社宅は何軒も同じような二階屋ばかりで、子供たちが喜んで上がったり降りたり、危なくてしょうがなかった。(中略) 八戸建ての社宅は全部同胞で、みんな同じように日本名になったそうです。」(鄭学南、林(1989)、619-621頁)

「八戸建ての社宅は全部同胞」で「子供たちが喜んで上がったり降りたり」したというの

は、上下二間の二階建ての社宅が、朝鮮人坑夫にも平等に提供されていたことを示している。また、その他にも高松炭鉱では採炭技術合理化の一環として、日本で初めてベルト・コンベアーや八時間労働制を採用していた。

「ベルト・コンベヤーの採用は全く成功であった。…撰炭場の一隅に在って、坑底のベルトコンベヤーの基点から撰炭した石炭を、貯炭槽に送り込む終点迄、自由に、スイッチ一つで全体を動かす事も、又とめる事も出来る、所謂中央操作場が完成された事は、如何に人力を省き、故障の発見を完全に、かつ迅速ならしめた事か。（中略）此中央操作設備は実に我国最初の設計であった。」

「当時労働時間短縮は国際的問題でもあったけれども、資本家側よりは…労働時間短縮は生産の減少を意味すると称して一部に於て猛烈に反対された末、漸く十時間労働迄こぎつけた経緯があった。私は作業合理化、特に運搬法改善に依って、八時間労働で従来の十時間分の仕事を完成し得る自身〔信〕^{ママ}があったのみならず、八時間労働とすれば、幸、一昼夜三交替が出来るから、切羽の集約も出来るし、…其上に今迄より坑員の休養時間が増加し、健康の為にも良く、指導次第では修養時間も増加する。要するに、八時間労働とする事は寧ろ能率増進の目的に適合するものであると確信して居たのである。依って高松炭坑を買収すると間もなく、即ち昭和十年から、坑内作業員は、係員も坑員も…皆八時間勤務とした。

幸に、結果は予想した通りであった。終戦後、進駐軍の力に依って、否応なしに、全国的八時間労働制が実施された事は今昔の感に耐えない。」

（前掲、興梠「忘れ得ぬ其日」85, 86頁）

こうした経営努力の結果、高松炭鉱は昭和14年度末現在、出炭高195万トンで三井・三菱・北炭・貝島に次ぐ全国5位であった（『昭和産業史』第3巻（統計篇））。

尚、後述する通り、朝鮮人戦時労働者の集団移入は日炭では昭和14年末から開始されたが、昭和19年末の時点で移入者数は7,689名、内逃走者数が4,604名（59.9%）にも上り、現在数は2,749名だった（不良送還236名・その他帰鮮者739名を除く）。これは、移入者数で比較すると、福岡県内では麻生鉱業所（移入者数7,996名・現在数2,903名）、貝島大之浦鉱業所（移入者数7,930名・現在数3,963名）に次ぐ数字である（福岡県内務部特別高等課「移入半島人労務者二関スル調査表」、福岡県『県政重要事項』昭和19年所収）。

朝鮮人戦時労働者の集団移入の開始（募集期）

高松炭鉱が朝鮮人戦時労働者の移入を開始したのは、昭和14年末からである。当時の朝鮮国内の状況については、次のような証言がある。

「一九三七年という年は、南朝鮮全体が旱魃に見舞われた時で、近年にない大凶作で面の中は死んだように活気がなかった。（中略）次の年はわしのところにみんながやって来て、日本へ働きに連れて行ってくれと頼んだ。（中略）朝鮮では働き口がないので、若い青年たちは日本へ憧れて行きたがってね。」（沈石万、林（1989）、511頁）

「忠清北道の日本語も通じない片田舎で、大体、二十歳から四十歳までの働き盛りの者を対象にしたことがある。朝鮮の田舎はさして産業もなく、農村は疲弊していた。百姓していても殆んどが小作人で、食えないから何とかして日本へ行きたいという希望者もいた。かなり裕福な家庭の子弟までが、内地へ行きたいという希望を持っていた。一度内地へ渡って、そこから親戚を頼って行くケースが多い。旅館まで来て、取りすがって連れて行ってくれといわれることもあった。／「お前の両親はそのことを知っているのか？」と、私は尋ねた。／「いいえ」／「じゃ両親の承諾がない限り、炭鉱としては連れて行くわけにはいかない」と断わった。／面事務所の募集係に会ってたずねると、内地に働きに行くほど家庭は困っていないという。／「私は炭鉱で働いて満期になったら、その金で日本の学校に行きたい」といった。炭鉱がどういうところか知らず、ただ日本へ憧れるだけではすぐケツ割って逃亡してしまう。」(長田信俊、林(1989)、478頁)

「朝鮮人を内地の炭鉱に強制連行することが決まって、昭和十四年の八月に新義州警察署で総督府の説明会があった。(中略)十二月頃、日炭高松炭鉱から、中野という募集係が来て、義州と楚山方面をやりたいからと挨拶を受けた。新義州の役所からも連絡があって、警察も協力してくれといわれた。わしがいる頃には、すべて警察を通じて募集した。(中略)

日本の内地に行きたい希望者がいて、その話が伝わって山を越えて、遠いところから応募して、警察署の前に長い列が出来た。／身体検査が終わると、わしが書類に目を通して面接して、農民以外は全部除外した。(中略)あの頃はみんな日本の内地に憧れとった。現金収入がなくて、日本へ行く金儲けが出来て成功すると思われた。どうかして日本へ連れて行ってくれと、わしの官舎に何人も酒や金を持って来てそった頼んだ。」

(宮司照吉、林(1989)、497-499頁)

この三つの証言には、共通点がある。最初の沈は、実際に日炭高松炭鉱の募集に応募して来山した朝鮮人。二つ目の長田は、同炭鉱の労務課福利係として募集に同行した当事者。三つ目の宮司は、平安北道で巡査をしていたが、同炭鉱の募集に協力し、後に同炭鉱の労務係に転じた経歴を持つ。三人が一樣に証言していることは、朝鮮での集団移入を開始した昭和14年頃は、日本への「憧れ」があり、同炭鉱の募集に進んで応募する者が大勢いたということである。

沈は昭和15年末に故郷を後にした際の光景を、次のように描写する。

「一九四〇年十二月三日、面事務所の前に着替えなどの荷物を持って集まると、面長が石炭増産のために、面の代表になったつもりで頑張ってきてと激励した。次に立った日炭の募集係が、はじめて二年契約だといったのでみんなはざわめいた。

任実駅前広場には二百人ばかり集まり、家族とか親戚の者までが大勢見送って、任実郡の警察署長の音頭取りで「万歳」を三唱して、もう兵隊の見送りと同じで恥しかった。」

(沈石万、林(1989)、512頁)

このように、沈は「万歳」三唱に見送られて故郷を後にしている。沈は「着替えなどの荷物」持参であり、家族や親戚が大勢、任実駅前広場に見送りのために集まっていること

から、出発までは十分な時間的余裕があったと見るべきだろう。また、「兵隊の見送りと同じで恥しかった」という表現からは、特に悲惨さは感じられない。自由意思で応募した以上、これは当然のことだろう。

ところが、同日(1940年12月3日)・同場所(任実駅前広場)における証言であるにも拘らず、この光景と明白に矛盾する証言もある。

「明後日、日本の内地に徴用で行くこと〔に〕なった」(中略)

うちの面でそれが最初の徴用で、もう胸が詰まってから涙が出た。／「捕まってから、印つかんと帰してくれん。嫌ちいうても総督府からの命令やけ仕方がない。／警察に捕まって名前書いて印つかされて、もう朝鮮にはおられん。逃げてても何でもおられんち」

二日後の十二月三日には、全員出発するいうので、うちはどうしていいか分らん。(中略)

荷物は何もなくて着たまんま、一九三九年の十二月三日の朝、トラックで任実へ連れて行かれた。(中略)／親戚の面書記の崔斗鎬さんに、主人は何処に行ったのか聞くと、「福岡県遠賀郡水巻町日産化学工業株式会社遠賀鉱業所高松炭鉱」と書いた紙切れをくれた。

(中略)／一九四〇年、うちは十二月三日という日は忘れんけ。

「うちの主人は徴用で強制連行されて、日本の兵隊行くのと同じだったじゃないか。絶対命令で反対も出来ん。二年の契約満期になっても帰してくれん。家も財産も売って、自費でうちは二人の子を連れて日本へ行った。今日本に住んどん韓国人の老人たちは、みんなそんな関係者ばかりよ。」(趙金順、林(1989)、630-631、659頁)

証言者の趙は、同時期に同場所から高松炭鉱に動員された崔春鎬の妻だが、先ほどの沈の証言とは百八十度異なっている。

沈は炭鉱の募集に自発的に応募したことは明らかだが、趙は「徴用」で行ったと証言している。「うちの面でそれが最初の徴用で」、夫は「捕まってから、印つかんと帰してくれん。嫌ちいうても総督府からの命令やけ仕方がない」と言ったというが、朝鮮で徴用が開始されたのは昭和19年9月以降だから、これは明らかに募集を「徴用」と誤認したものである。

趙の供述には混乱があり、「一九三九年の十二月三日の朝、トラックで任実へ連れて行かれた」と言うが、一方では「一九四〇年、うちは十二月三日という日は忘れん」とも言っており、1939年なのか1940年なのかがはっきりしない。

また、沈は「着替えなどの荷物」持参だったのに、こちらは「荷物は何もなくて着たまんま、一九三九年の十二月三日の朝、トラックで任実へ連れて行かれた」と、着の身着たまま連行された旨を供述しているが、これも不審が残る。一方は自発的に応募したとしながら、他方は強制的に連行されたとしている。両方が同時になされたとは考えにくいから、これは崔が募集に応じたのを、「うちの主人は徴用で強制連行されて」「絶対命令で反対も出来ん」と、妻の趙が一方的に思い込んだものではないか。

「兎狩り作戦」は、どこまで事実なのか？(官斡旋・徴用期)

しかし、昭和16年以降になると、募集が非常に困難になったことは確かなようである。

昭和16年6月に高松炭鉱の募集係に同行した福利係の長田信俊は、次のように述べている。

「昭和十六年六月のことだった。労務課長の吉田法晴から話があつて、朝鮮募集に医者
を三人連れて行きたいので、応援に行ってくれないかと相談があつた。(中略)

医者を連れて行ったのは診療サービスをして、炭鉱のイメージをよくするためね。
そして募集を有利にする目的があつた。(中略)

ある面に行くと、どうしても集まらなと募集係が泣きそうな顔をしていた。その募集
係を呼んで事情を聞くと、割り当ての人数を供出するには、強制的にならざるを得ない。
もし、自分の兄弟とか身内を外すと、他の者から文句が出る。身内の者を決めると、親
戚のくせに思いやりがないと今度は責められる。無理に連れて行くと、一生恨まれてこの
面におれなくなる。いっそのこと、自分を日本に連れて行ってくれないかと哀願されたこ
ともある。／小さい面になるといろいろな人間関係があつて、送り出す側にも深刻な問題が
あることを知って驚いた。』(長田信俊、林(1989)、475, 478, 479頁)

大東亜戦争以降になると、総督府が郡や面に必要人数を割当てる官斡旋方式に移行し
たが、自己の炭鉱に必要な人数を確保するためには、各炭鉱とも現地の役人を取り込ま
ねばならず、そこに賄賂の横行する余地があつたようである。

「私が朝鮮に募集に行ったのは、昭和十七年五月で、京城周辺の京畿道から三百人徴用
して来ました。(中略)

募集業務というのは、炭鉱側が是非とも労働者が欲しい熱意と、郡役所の募集担当、
面長、面の募集係、それに面巡査の協力がなと絶対に集まらなかつた。大東亜戦争に
なると、もう朝鮮の現地では労働者は底をついている時代で、以前のように日本に行くこ
とを希望している連中は一人もいない。(中略) 何処の炭鉱でも大っぱらに賄賂を使うと
か、関係者に飲ませ食わせしました。(中略)

募集を通じて一番痛切に感じたのは、面事務所とか面巡査との人間関係がうまく出来
るかどうかにかかっています。(中略) ／期日ぎりぎりになつて、本人ではなく身代りが出
て来ることもありました。(中略) 戸籍抄本は本人持参でなく、募集係が一括して持つて
来るので、本人になりすまされると私には見分けがつかない。兄の身代りに、弟が来る
ということが非常に多かつた。(中略) 面の両班とか有力者も例外ではないので、割り当て
が来ると本人を出さなければならぬ。自分の息子を出しなくないから、小作人とか貧し
い者を金で買収して「お前が代わりに行ってくれ。家族の面倒はこっちで見るから」と、
そういわれて来ている者もありました。

それが、いわゆる強制連行の実態ですよ。(中略) 労務係としては、人数だけ揃えて帰
れば責任が果せるので、よかよかですませてしまふ。(中略)

朝鮮募集三年やれば家が建つと、炭鉱内ではもっぱらの評判でしたから。募集をスム
ーズにやるために、関係者に飲ませ食わせて女を抱かせることもあつたらしい。余得とい
うか、朝鮮募集のやり方一つでは金が残るんですよ。』(野村勇、林(1989)、487-488頁)

しかし、次のような事例はどうだろうか。

「京畿道に募集に出張するようにいわれ、二十日間で百二十人の割り当てだった。(中略) わしは広州郡の現地の募集状況を見に行って、肝を潰すほど驚いた。／真夜中に一つの部落を面の巡查と面事務所書記、それにうちの炭鉱の募集係が木刀を持って、その輪を締めながら一軒一軒しらみ潰しに襲い、「ナオラ！（出て来い）」と、働けそうな男を全員トラックに乗せていた。もう五年前の楚山での状況とは全く違っていた。

抵抗する者は木刀で叩いて、血まみれのまま引きずって行ってトラックに乗せた。家族は泣き叫びながら、狂ったように後を追った。女房や子供が寄って来ると、巡查はトラックの上から蹴りつけた。／部落を襲撃した後、広州警察署の留置場に全員を放り込んだ。それがすむと、警察署の一室で慰労会があって酒が出た。

わしはどうしてそんな乱暴なことをするのかと、隣に座っている面長にたずねた。

「あれのことを兎狩り作戦というんですよ。／少し手荒にしないと、もう人間は絶対に集まりませんからね。(中略)／面長は平気な顔をしていった。兎狩り作戦という言葉もはじめて聞いたが、同胞を犬や猫のように取り扱って平然としている面長の態度が、わしには理解出来んやった。」(宮司照吉、林(1989)、502-503頁)

この証言は具体的日時を欠いているが、「五年前の楚山での状況」とは、高松炭鉱が朝鮮人移入を開始した昭和14年後半頃を指しているようである。すると、この「兎狩り作戦」があったのは、昭和19年頃ということになり、徴用が開始された前後の時期と重なる。

しかし、このような暴力的な「兎狩り作戦」は実際にあったことなのだろうか。

こうした証言には傍証と言えるものがなく、立証されていない。「朝鮮半島の徴用は奴隷狩りに等しかった」と語った吉田清治の証言も、林の聞き書きした証言の中には含まれているが(林(1989)、713頁)、この証言は現地調査から偽証であったことが、後に明らかになっている。こうした事実から見ても、「強制連行」を赤裸々に語る証言を鵜呑みにすることは危険である。今日まで、「証言」以外にこうした事例を立証する傍証は、朝鮮国内からも出ていない点に留意すべきであろう。

高松炭鉱の労務係長だった野村は、結論として次のように述べている。

「今考えてみるに、戦争中の朝鮮人に対して、ひどいことをしたという意識は私自身にはあまりありませんねえ。内地人で徴用や勤報隊として強制的に働かせているし、それは朝鮮人ばかりではありませんから。朝鮮のほうには、それだけ労働力が余っているということで、朝鮮人を強制連行して来た。当時は戦争に勝つためには止むを得なかったのですから、労働力を補充するためにはね。みんなが強制で、朝鮮人だからといって、強制という言葉を使うのはあまりどうかと思います。

こちらに連れて来てからは、労務管理上の配慮は十分しました。炭鉱としては、怪我をさせないように、能率よく石炭を少しでもたくさん掘ってもらわんといけんですからね。」
(前掲野村、493頁)

賃金・賃金差別

高松炭鉱の賃金(賞与)については、前掲『半島人労務者二関スル調査報告』に次のよ

うな規定が掲載されている。

1 賃金の定め方(採炭夫) 訓練期間中基本賃金二円二十銭、物価手当一割五分、精励賞与(一週間)

職別／勤務日数	六日	五日	四日	三日
採炭夫	三・〇〇(円)	二・五〇(円)	二・〇〇(円)	一・〇〇(円)
掘進夫	二・五〇	二・〇〇	一・〇〇	
仕繰夫	二・〇〇	一・〇〇	五〇	

其他出炭賞与、能率賞与、函数賞与等あり。訓練期間終了後は内地人同様の請負にして平均四円内外となる。

2 平均一ヶ月の実収入 七八・二九(円)

(『半島人労務者二関スル調査報告』日本鉱山協会、昭和15年、206-207頁)

上記の表は、少し解りにくいですが、職別・勤務日数(一週間)毎の「精励賞与」を定めたもののようである。職種と一週間当りの勤務日数によって賞与額が変わってくることを意味している。例えば、仕事の最もきつい採炭夫の場合は、休日を除く六日勤務すれば(満勤)、賞与額は3円になる。五日の場合は2円50銭、四日だと2円、三日の場合は1円である。つまり、皆勤になればなるほど賞与は高くなる。賞与に差をつけることで勤労意欲を掻き立てる仕組みになっている。

掘進夫とは坑道を広げる仕事、仕繰夫は坑内で落盤防止のための木杵を入れる仕事だが、採炭夫→掘進夫→仕繰夫の順で軽作業となるため、賞与も最初から低く抑えられていることが判る。

精励賞与の他にも「出炭賞与」「能率賞与」「函数賞与」等があり、これらについての記載はないが、「訓練期間終了後は内地人同様の請負にして平均四円内外となる」とあることから、「平均一ヶ月の実収入」が約80円(78.29円)とすれば、朝鮮人戦時労働者は平均月に20日前後(80÷4)しか出勤していないことになる。これは週に5日ということで、公休日以外に一日は休んでいた計算になる。

同様に、「送金及貯金状況」の記載についても、『半島人労務者二関スル調査報告』から引用しておきたい。

1 送金、毎月の平均額

会社による送金、本人による任意送金を行ひつゝあり。会社送金平均額は月に一人平均十五円八十銭にして為替料、送料は会社負担(個人送金は不詳なるも推定一人平均約五円)。

2 貯金、同上竝に管理方法 貯金は会社貯金(利率六分)任意貯金とし、前者は会社会計に於て後者は所属寄宿舍会計に於て保管せしむ。(同上、207-208頁)

送金については「会社による送金」と「本人による任意送金」の二本建てになっていることが判る。前者は平均月額16円程度、個人送金は5円程度と推定している。本人の任

意送金以外に、会社が独自に送金するというのは珍しい。これは恐らく、任意だと全く送金しない者が少なくないことを恐れた会社側が、強制的に賃金の一定額を本人の故郷に送金したものであろう。こういう制度を採っているということ自体、高松炭鉱は良心的であると言えると思う。実際の任意送金の平均が5円程度であることからみても、その3倍もの金額（賃金の一部）を、天引きの形で会社の責任において送金していることになる。（従って、会社送金15円プラス任意送金5円で、月額平均20円を故郷の側では受け取っていたことになる。）³

さて、以上を前提として、高松炭鉱の賃金に関する証言を検証しよう。

「訓練期間中は一日二円五十銭くれ、その後は出来高払いになった。石炭をたくさん掘らないことには、賃金はくれないんですよ。要するに、石炭の函数によって賃金が決まる。（中略）

毎月、故郷に五十円送ったり、百円の時もある。わしは辛抱しよったほうやけね。一カ月に休日が四日あって、大体残りの二十六日勤務すると満勤になる。すると賃金の一割五分の割増しがついた。八十円の時に百二十円の手取りをもらう計算になる。二十四日出勤したら一割三分、二十二日だったら一割二分、二十日出勤の場合は歩合は一銭もつかない。一番たくさん出勤した人と、少なく出勤した人とは賃金の差がつく。炭鉱での採炭の重労働では、一カ月のうち二十方〔日〕出勤すれば普通といわれた。

わしなんか体力があつたが、日曜日だけはどうしても休まんときつかった。（中略）欲が働いて残業するから、どうしても十二時間は働く。」（沈石万、林（1989）、516-517頁）

まず「訓練期間中は一日二円五十銭」という証言だが、前掲『半島人労務者二関スル調査報告』では「訓練期間中基本賃金二円二十銭」とあり、後者は昭和15年初頭段階のもので、沈は同年12月に入山しているから、その間に30銭基本給がアップしたものと思われる。

次に送金についてであるが、沈は「毎月、故郷に五十円送ったり、百円の時もある」と証言している。任意送金の月額平均が5円であることから見ると、沈は送金に非常に熱心だったと言える。平均の10倍も20倍も送っており、これは驚異的である。毎月50円送ったとしても、一年では600円（毎月百円なら1,200円）になる。沈は故郷に大金を送っていたことになる。

次に、沈の出勤率を見る。「一カ月に休日が四日あって、大体残りの二十六日勤務すると満勤になる。すると賃金の一割五分の割増しがついた。八十円の時に百二十円の手取りをもらう計算になる」と述べている。満勤の場合は「賃金の一割五分の割増しがついた」というこの証言と、先ほどの「精励賞与」との関係はよく解らないが、精励賞与は採炭夫で満禁（週6日）の場合、週ごとに3円だから、月額12円となる。それ以外の賞与も含めて「賃金の一割五分の割増しがついた」ということか？

「二十四日出勤したら一割三分、二十二日だったら一割二分、二十日出勤の場合は歩合は一銭もつかない」ということだが、前記の精励賞与は、採炭夫で週5日出勤（月20日）だと、週ごとに2円50銭だから、月額10円である。しかし、沈の証言では「二十日出勤の場合は歩合は一銭もつかない」ということなので、この賃金の割増しは明らかに精励賞与とは異なる基準で支払われていることになる。

その他にも沈は、「炭鉱での採炭の重労働では、一ヵ月のうち二十方出勤すれば普通といわれた。わしなんか体力があったが、日曜日だけはどうしても休まんどきつかった」と証言している。「一ヵ月のうち二十方出勤すれば普通」というのは、「朝鮮人戦時労働者は平均月に20日前後(80÷4)しか出勤していないことになる」という前述した筆者の分析と照応しており、上記の証言の正しさを立証していると言える。高松炭鉱においては平均二十方(20日)出勤が普通のところ、沈は目一杯(26日)勤務したようである。「欲が働いて残業するから、どうしても十二時間は働く」という証言からも、沈の精励ぶりが窺えるが、興味深いのは沈はこうしたことを苦にせず、自ら進んで働いているように見えることである。

強制労働論者は「十二時間」も平気で働かせたと、その強制性を強調するのが普通だが、このように、高賃金を目的に自発的に目一杯働いた朝鮮人もいたことを忘れてはならない。その意味でも、沈の証言は貴重である。

あと、上記とは別の証言だが、賃金差別の点でも注目すべき証言がある。

「県はうるさいほど皇国臣民化教育をしろとって来たが、私は内心は反対だった。(中略)朝鮮人は朝鮮人であって、民族の長い歴史がある。(中略)

それよりも皇国臣民として、朝鮮人は日本で差別を受けないということのほうが大事なんですよ。一生懸命働け、そして二年経ったらある程度の金を持って帰るなさいとね。その証拠に、私は日本人坑夫との賃金差別をすることに猛反対した。他の炭鉱では、日本人坑夫の八〇パーセントというところもあつた。／「日炭でもそうしないと、日本人坑夫の労働意欲がなくなるから」と坑長から反対されたが、私はそれを断固拒否した。

経理課から来てもらって、貯金とかいっさいを公開させ、労務係を通じて賃金計算の明細を見せて納得させた。／訓練所〔寮〕の運営を彼らが自主的にやったものだから、県から表彰されて各地から視察にやってきた。](水上敏英、林(1989)、571-572頁)

証言者の水上は、高松炭鉱の舎監だったが、朝鮮生れで朝鮮独立運動に携わったこともある、異色の人物だった。朝鮮に対して同情的なのはそのためだろう。賃金差別に反対し、「経理課から来てもらって、貯金とかいっさいを公開させ、労務係を通じて賃金計算の明細を見せて納得させた」というのも、他の炭鉱の証言には見られないところである。

これについては、高松炭鉱の労務係長だった野村の、次のような証言もある。

「私が知っている限りでは、炭鉱では朝鮮人と日本人の賃金差別はなかったように思います。しかし入山して最初のうちは訓練機関で、日本人坑夫の三分の一にもならない。採炭に慣れて熟練坑夫になると、かなり高賃金でしたから。炭鉱の坑内は歩合で決まる。先山といわれる熟練坑夫は一・三、後山の未熟練坑夫は〇・九とか、あるいは〇・六とか基準が決まっている。だから歩合のかけ率によって、未熟の者は賃金が安いことになるわけです。](前掲野村、491頁)

この証言は、筆者が前稿「朝鮮人戦時労働者の賃金差別・待遇差別—先行研究の概観」で取り上げた、賃金差別に関する考察と軌を一にする。取り分け、熟練坑夫と未熟練坑

夫では歩合が異なっているので「未熟の者は賃金が安いことになる」という場合の「歩合」は、筆者が指摘した「按分率」(歩率・歩建)と同じものである。未熟練坑夫が圧倒的に多かった朝鮮人戦時労働者の賃金が、熟練坑夫の多かった日本人に比して相対的に安くなる傾向があったのは、民族的な賃金差別が原因ではなく、たんなる熟練度の差が現れたに過ぎず、従って「炭鉱では朝鮮人と日本人の賃金差別はなかった」のである。⁴

食料事情

一般的に言って、朝鮮人戦時労働者にとって、食事の不満は非常に大きいものであったが、高松炭鉱の場合は多少様相を異にしたようである。

証言に表れた一つの特徴は、炭鉱の労務係が食料調達に飛び回っている姿である。

「わしのところの訓練所〔寮〕では朝鮮人坑夫たちが、腹が減って働けんといった状況は最後までなかった。中には訓練所〔寮〕の労務係がピンはねして、彼らに食べさせないで暴動になった話もあったけどね。(中略)

全体的に食物がない時代で、内勤の労務係は、魚や野菜を手に入れるために飛び回った。(中略) 魚は殆んど毎日食べさせた。ナゴヤフグを大箱で買って来てしょう油で煮つけたり、アジやサバの塩物を食べさせた。坑内労働は蛋白質を与えないと体力がもたないので、食費は本人がある程度出して後は炭鉱が負担した。／食費一日七十銭は給料から天引きして、一ヵ月十五円までは炭鉱で負担した。)(新川昌隆、林(1989)、596-597頁)

「八十人の寮生とはいえ、食糧不足で野菜の入手が困難になって、内勤の労務係は農家を回ってそれを探すのに飛び回りました。食べられないとどうしても悪いことをするか、(中略)

朝鮮人は犬を好んで食べると聞いて、労務係が外部の者に頼んで何匹か捕まえて殺したことがあります。「おい、隊長。今日は犬のご馳走だ。たっぷり食ってくれ」／私は隊長が喜んでくれると思ったところ、彼はむっとして、「済州島じゃ犬なんか食べません」と、ずい分怒ったことがあります。その代り豚とか牛肉は、全く目がないほど内臓も皮も食べてしまいました。)(伊藤秋蔵、林(1989)、567-568頁)

新川も伊藤も、高松炭鉱の労務係だった人物である。「訓練所の労務係がピンはねして、彼らに食べさせないで暴動になった」事件については、後に述べるので、ここでは触れない。驚かされるのは、彼らは犬は食べなかったが「豚とか牛肉」には目がなく、内臓も皮も食べてしまったという話である。食糧難の当時、豚や牛肉は高級品で、炭鉱の食事に出されたという話は聞いたことがない。彼らは何処から、豚や牛肉を調達したのだろうか。

しかし、これについても次のような証言があるので、この疑問は氷解する。

「食糧不足は朝鮮人坑夫には相当こたえたようで、小遣いがあると近所の朝鮮人部落に行って、ダンゴ汁とか蒸しパン、餅を買って食べていたようです。朝鮮人は食べさせさえすれば、体力と馬力があって日本人以上の仕事をしました。)(前掲野村、492頁)

「採炭ちいうのは体力を消耗するから、栄養を取らんと参ってしまうですよ。／寮の賄

いだけじゃカロリーが不足するから、金を出し合って牛を殺して食べたりした。

(中略) 炭鉱の近所にアリラン部落があって、そこへ行きさえしたら、餅でもマッカリでも何でも手に入ったからね。朝鮮の家族の雰囲気あるし、朝鮮語で何の遠慮もせんで話せたから天国やった。」(前掲沈、517頁)

「食料事情が悪くなると、彼らは何処からか牛を引いて来て、「先生、栄養不足で石炭生産は無理です。今から牛を殺して調理しますから、許可してください」と、隊長がいつて来た。(中略)「おい、今日は牛のすき焼きとホルモン料理か。特配の酒を用意しとるから労務からもらって飲め」／その夜は酒と歌で大騒ぎした。」(前掲水上、573頁)

このように、高松炭鉱の朝鮮人坑夫は「何処からか牛を」調達してきたが、それは近所のアリラン部落に行って、彼らが「金を出し合って」買って来たものであることが判る。

それにしても、「金を出し合って牛を殺して食べたり」するためには、彼らにそれだけの金銭的余裕があったことを示している。彼らはかつかつに飢えてなどいなかった。高賃金のお蔭で、彼らには牛や豚も自由に手に入ったのである。⁵

娯楽・酒・賭博

このように見てくると、高松炭鉱は労務係や舎監の理解もあり、かなり恵まれた境遇にあったことが判る。先行研究の多くが、朝鮮人戦時労働者の悲惨な状態のみに着目しているのに比べて、これらの証言は貴重である。

では次に、娯楽面についても見ておきたい。

「楽しみと言えば酒の特配で、日曜日になると一合のチケットがもらえる。所帯持ちの炭住〔炭鉱住宅〕の朝鮮人から、それを分けてもらって飲んだ。」(前掲沈、517頁)

「故郷に送金する必要もないので、金を貯めてもしようがないけ、酒と博打と女に打ち込んでな。／片山訓練所では、わしは特別に岡部舎監に認められて外出自由だった。大体、訓練所の朝鮮人は、入所した以上は労務管理上拘束されたけど、仕事を真面目にして生産を上げると、よっぽどのことがない限り信用された。酒を飲んでも賭博をしても遊んでも、自分が働いて稼いだ金で自分が使うのだし、誰にも迷惑をかけたことはなかもんな。」

三日間ぶっ通して、折尾の町で賭博をして帰ったことがある。／岡部舎監から呼ばれた。「金城君、お前はよう帰って来たのー、朝鮮まで逃げて帰ったかと思ったぞ」と冗談をいわれた。それほど信用されると、無茶なことは出来なくなるわ。(中略)わしは決して、人に金を借りてまでは賭博をせんやったからな。」(金昌淳、林(1989)、538-539頁)

前には、高賃金を目当てに目一杯働き、月に50円も100円も送金した沈石万の事例を紹介したが、この金昌淳の生き方はそれとは異なる。金は一人もので、故郷に送金する必要もないため、賃金の大半を「酒と博打と女」に注ぎ込んだようだ。

しかし、ここで注目されるのは、金は岡部舎監に信用されて特別に「外出の自由」が認められ、賭博のために三日間も炭鉱を休んでも、何のお咎めもなかったことである。

だが、これは高松炭鉱でも特殊な事例で、一般の坑夫には外出の自由もなく、賭博も

禁止されていたようである。

「朝鮮人には、外出の自由がないので、ちょっと折尾の町にいて女を抱いて遊んで来るといわけにはいかない。別に娯楽はないので、賭博をする…。」（中略）

夜、こっそり巡視すると、彼らは起きて車座になってやとった。わしたち労務係が賭博をやかましくいうのは、…むしろ不眠から来る事故の心配でした。朝まで寝ないでそのまま出勤するから、翌日の仕事で注意が散漫となり、事故が多いということ。第一、生産が落ちる。／しかし、…翌日が日曜とか休日の場合は、別に娯楽もないから賭博を黙認することもあったからね。」（前掲新川、596頁）

「朝鮮人の賭博好きは、…国民性というのか、朝鮮からやって来る時から身についていました。／ある日、朝鮮人が賭博をやっているという情報を、日本人坑夫が持って来ました。事務所から五、六百メートル行った山の中で、十数人で車座になって賭博をやっていました。現場に踏み込んだところ、クモの子を散らすように逃げて、その場に現金が散らばっていました。（中略）

炭鉱としては賭博を禁止していました。賭博をやると朝まで眠らないでするので、そのまま出勤して採炭すると危険だった。違法行為で警察も取り締まりますが、何時もこっそりと賭博をやっていましたから。」（中園信教、林（1989）、588頁）

このように、賭博は法律で禁止され、高松炭鉱でも禁止していたが、一向に止まず、炭鉱側も大目に見た場合もあったようである。

逃亡対策・外出の自由

どの炭鉱でも逃亡には頭を痛めていたが、それは高松炭鉱でも例外ではなかった。

「第一訓練所の水上舎監は評判がよくて、父親が朝鮮人ということで同胞から特別に慕われとった。

それでも逃亡者が多いので、訓練所の回りを板塀で囲み、その上に何万ボルトかの電流を通してあるから、それに触ると死んでしまうといわれた。…本当か嘘か触って死んだ話はきいたことがない。／逃亡して坑夫が減ると舎監の責任になるし、それを防止するために脅しとるわけよ。」（前掲沈、520頁）

この高圧電流の話は、同炭鉱の組合史に次のように出てくる。

「しまいには訓練所周囲に高圧放電した有刺鉄条網をはりめぐらして逃亡を取締る案などが、労務の一部で、まじめに考えられたという。」（『日炭高松組合十年史』47頁）

この書きぶりからすると、「高圧放電した有刺鉄条網」の案は「まじめに考えられ」はしたが、実際には単なる脅しに過ぎなかったようである。しかし、驚いたことには板塀自体を取り壊したという証言もある。上記の沈が「同胞から特別に慕われとった」と証言した、

水上舎監の証言である。

「各訓練所の周囲を板垣で警備し、何万ボルトの電流を流しているからと脅せという指示も坑長からあった。特に南朝鮮関係者を収容している訓練所は逃亡が多く、訓練所によつては高い板塀をつくった。」

「私は大山隊長を呼ぶと、全員の前で訓練所の板塀を全部取り外させた。高尾第一訓練所時代、板塀を取り壊した途端に逃亡がなくなった。そのことを思い出したからだった。私のところの逃亡の常習犯は、信じられない表情でそれを見ていた。

「お前たちは自由に出入りしてよろしい。だが、必ずどこに行くかを俺に直接いってくれ。そして何時までに帰って来るかも。お前たちがそれを裏切って逃げたら、俺は責任を取って切腹しなければならない。お前たちを信じているからな」

私は私なりに最後の手段に訴えた。彼らは浅川のアリラン部落に行って酒を飲んだり、折尾の朝鮮ピーに行って女を抱いて来ても、必ず時間までには帰って来た。訓練所の回りの障害物がなくなると、どうしたわけか逃亡する意志がなくなってしまったようだ。」

(前掲水上、571、578頁)

前に、一般の坑夫には外出の自由はなかったようだと書いたが、水上舎監は板塀を撤去しただけでなく、「外出の自由」を明瞭に認めている。これは水上舎監の管理していた寮に限定された、特殊な事例かとも思われるが、朝鮮人坑夫には外出の自由がなかったとする、先行研究には明瞭に反する事実であろう。

朝鮮独立運動との関係

逃亡防止のために設けられていた板塀を取り壊した水上舎監の大胆な行動は、炭鉱全体に波紋を呼んだようである。元朝鮮巡査から高松炭鉱の労務係に転身していた宮司照吉は、水上の行動が雇用者側と労働者側のそれぞれに与えた影響について、こう証言している。水上の思想を知る上で、重要な証言である。

「ある日、坑長がわしを呼んで、内々に頼みたいことがあるといった。／「君は朝鮮での巡査勤めが長いので頼みがある。どうも訓練所の舎監の水上君には困っている。／高尾の時もそうだが、浅川訓練所でも寮の周囲の板塀を取り壊してしまった。そのことで他の訓練所の半島〔朝鮮人労働者〕が連鎖反応を起こして、何故自分のところでも開放しないのかと大騒ぎしている。逃亡者が出ないというのは、どう考えても不自然だ。彼の親戚か父親が朝鮮人だといわれている。何か扇動してことを起こそうとしているのではないかと、俺たちは心配している。(中略) 毎日行って動静を探って報告してくれ」(中略)

二、三日して浅川訓練所に行った。／「水上さん、板塀がないが大丈夫ですか？」「ああ、板塀ですか。あれがあってもなくても、逃げる者は逃げんるんだよ」／水上さんは平然としていった。(中略)

水上さんが、みんなの前に立って朝鮮語で話し始めた。

「お前たちは、近い将来には朝鮮は必ず独立するだろう。その日のために体力をつけな

くてはならない。満州と朝鮮北部では、パルチザン部隊が抗日抵抗運動で闘っている。祖国光復会の組織もやがて日本でも広がるだろう。（中略）

下手くそな朝鮮語だったけど、わしはもう聞いてはならんことを聞いた感じで、体の震えが止まらなかった。（中略）

「水上さん、大丈夫ですか」／わしは側の労務係を気にしながら、朝鮮語で水上さんに話した。「よか、少し過激なことって気合いを入れんと、朝鮮人の精神を忘れてしまう。日本の植民地支配はもう長くはない。そうでしょう宮司さん」

わしは目の置きどころもないほどろたえて、そのことはいっさい坑長に報告しないで胸にしまった。朝鮮人坑夫たちが何故逃亡しないか、その理由をはじめて知った。」

（前掲宮司、501-502頁）

水上の「親戚か父親が朝鮮人」かどうかは確認できなかったが、自身の証言によれば、朝鮮で生れ、青年時代に八高（現名古屋大学）で社会科学研究会に入会し、共産党の一斉検挙により八高を退学処分となり、その後朝鮮独立運動の活動家と上京し、運動にのめり込んだという（前掲水上、569頁）。

高松炭鉱内部にも朝鮮独立運動のメンバーが送り込まれており、水上と気脈を通じていたという。

「東京で学生運動をしている時に、朝鮮独立運動のメンバーが、筑豊の炭鉱に朝鮮人が大勢働きに来ているので、そこに拠点をつくるために、坑夫になって潜入したという話は聞いていた。／労務課福利係の係長は吉田法晴で、二人でドイツのヒトラーばりの配給事務の研究をした。（中略）／「水上君、炭鉱というけど、そんなに見捨てたものじゃないぞ」と、よく吉田法晴からいわれたものだ。」

「私が日炭に入社した昭和十五年には、第一坑の片山訓練所には、もう相当数の朝鮮人が入寮していた。昭和十七年、高雄に訓練所があってもう一つ訓練所をつくるから、舎監として行ってくれと労務課長の吉田法晴からいわれた。／「吉田さん、管理の全面的問題に対して私に任せますか？ それだったら舎監として行きましょう」／私は朝鮮人の労務管理を、従来のものとは違った、理想的な運営というか一つの試みをしてみようと考えた。」

「私は家に大山隊長を呼んで、二人で酒を飲みながら馬鹿話をしたり、時には折尾の料理屋に遊びに連れて行った。／「先生、僕は今までいうまいと思っていましたが、実は朝鮮独立運動のメンバーの一人なんです。第一坑の片山訓練所のストライキで、あれを指導したのは済州島の高君で、強制送還されましたがきっと戻って来ます」（中略）

それまでに私は朝鮮独立について、みんなを集めて話すことがあつた。それは第三坑の森脇という男が、ある日、坑内で朝鮮人坑夫を集めて、もう朝鮮独立が近いから、体力をつけるために貯金を全部下ろして、それで栄養のある食物を食べれとアジったことで、彼らから貯金通帳を渡してくれといわれたことがある。自分の働いた金をどう使おうと、それは私の知ったことではないからね。

「いいか、お前たちは植民地から解放されなければならない。そのためには、お前たちはもっと学問してしっかりせんとぶっ潰されてしまうぞ。独立というのは植民地からの解

放で、今の状態では独立はおぼつかない。(中略)今はとても苦しいことだけれど、我慢して耐えることだ。しかし、何時の日かきっと解放される日が来るんだ。その日のために自重しろ」／私は折を見て、彼らに朝鮮人としての誇りを持たせるように話してやった。

私の演説は彼らには効いたようで、しゅんとして涙を流して聞いていった。(中略)そんな危険な話をしているのかと、大山隊長はずいぶん心配したようだが、うちの訓練所には朝鮮語の分かる労務係は一人もおらん。ただ、第三坑の労務係に朝鮮巡查をした宮司君が遊びに来とったが、仲がよかったので何もいわん。

憲兵が何時も出入りしとったが、彼らには朝鮮語は分からないからね。朝鮮独立とかいうことは、彼らが知ったら肝を潰す大事件だからね。それでもあえて朝鮮独立を話したことは朝鮮人の気持を引きしめたのか、問題の不良坑夫たちが変身して、何時も私のところに遊びに来た。

大山隊長はインテリで、思想的にちゃんとしている反面、第二坑の労務課の連中やうちの労務に対しては、非常に従順に見せかけていた。民族独立の革命的使命を志している者は、何処か普通の人間とは違ったものがあつた。／訓練所のことは大山隊長に任せたので、彼も私になつていろいろな相談を持って来る。」(前掲水上、569-570, 578-579頁)

ここから見る限り、高松炭鉱には大山や「第一坑のストライキを指導した高」や「第三坑の森脇」をはじめ、「朝鮮独立運動のメンバー」が多数潜入していたように見受けられる。労務課長の吉田法晴や水上らも彼らに共鳴し、労使双方で気脈を通じていたようだが、果してこれはどこまで事実なのか。(吉田法晴は戦後、社会党左派の国会議員として四期勤めた。)

森脇については、高松炭鉱の組合史に、この証言を裏づける話が次のように出てくる。

「二〇年三月十四日、一鉱々内保安傭員森脇長三郎氏が突如逮捕された。(中略)折尾署特高課員五名が採炭課にあらわれ、いきなり両腕をロープでしめあげ、雪中をひきずるようにして検挙していった。特高はこの日、森脇氏宅を急襲、…手あたり次第に家宅搜索をおこない、日誌、手紙などを押収した。森脇氏は昭和六年までカナダではたらく日本人労働組合や在ヴァンクーバーの左翼団体に関係していた…。そのため、特高は森脇氏を共産主義者もしくは反戦主義者と認定し、副鉱長の眼前で逮捕した。この逮捕は密告によるものといわれるが、密告は森脇氏が「日本は戦争に負ける」と話したことや、三鉱勤務中、朝鮮人労働者をひそかにせん動して生産妨害をしたらしい、などをもって、「アメリカのスパイ」にちがいないと考えたものの仕業だという。折尾署では思想犯—共産黨員とみて、福岡県特高本部に森脇氏の身柄をおくった。残忍な取調がつづいた。同氏は戦後、十月十日、全国の政治犯が連合軍の指令によつて解放されるにいたるまで、福岡市内留置場に拘禁されたままであつた。」(前掲『日炭高松組合十年史』、49頁)

労働争議に見る、労使間の力関係

『特高月報』を分析した最新の研究によれば、「日本人よりも朝鮮人側が原因で引き起こされた争議事件が多かった」というが(長谷亮介『朝鮮人「徴用工」問題 史料を読み解く』、

110頁)、その背後には上記の森脇のように「朝鮮人労働者をひそかにせん動して生産妨害をした」意図的なものも含まれていた可能性がある。

高松炭鉱の証言の中にも、彼らの関与で争議が惹き起されたことが明らかなものが含まれている。その一つが、昭和18年11月に発生した「訓練隊長の扇動による集団暴行竝に就業拒否事件」で、第三訓練所で発生した朝鮮人労務者用の非常米の横流し事件である。労務係の村井が横流ししている現場を、朝鮮人労務者が発見したことが切っ掛けで、暴動が発生した。

「内勤の労務係の村井が、わたしたちに食べさせる米を、こっそり訓練所からリヤカーで運び出して、自分の住んだる合宿所の近くまで運んだのよ。／それを寮生の一人が後をつけて行った。それからすぐ訓練所に帰って、村井が米を横流ししていると報告したんやな。日頃からロクなものを食べさせないのに、米が余るのはおかしいじゃないかと村井を問い詰めたよ。

すると村井は、「米に虫がついたので、折屋〔尾〕駅の倉庫にある新しい米と取り替えに行く途中で、たまたま合宿所に寄った」と弁解した。／高隊長が怒って、「合宿所と折屋駅は方向が全く違うじゃないか。米に虫がついたというが、その米俵を持って来い」と問い詰めた。／第三訓練所には三百五十人以上の寮生がいたので、米に虫がつくとは考えられないことだった。(中略)／村井は訓練所の内勤労務だから、地下足袋とか、石鹼、タオル、煙草、酒の配給を一手に握っているの、それらの品物を横流しして折尾の町で遊んでいる姿を、何度も寮生から見られて変な噂が絶えなかったもんな。

飯の寮が少なく、体が衰弱して気が立つとるから、みんな腹を立ててこの野郎は許せんと殴りつけた。／「その米を俺たちに食わせろ！」／訓練所の中は大騒動になって、一人が労務詰所の窓ガラスを割ると、勢いがついてだーっと暴れ出した。(中略) 暴れるのはそれだけの理由があるわけで、村井が悪いから炭鉱側はどうすることも出来ん。(中略)

折尾警察署の特高が、トラックで巡査を連れて来て、主だった者を全員逮捕した。どっちが悪いのかと、それを起こった寮生が再び暴れ出し、石を投げたりして戦争のごとであった。(中略)／とにかく村井を叩き殺せ、入坑するなどアジったということで、折尾署で取り調べを受けた高隊長と何人かは、済州島に強制送還された。そのうちこっそり戻って来てびっくりしたよ。それは徴用でなく自由に日本に渡航して来て、アリラン部落に住んでわたしたちの相談にのったりした。」(前掲金、540-541頁)

同事件については、『特高月報』に記載があるが、上記証言とは異なる点が多い。

「偶々外出先より酒気を帯びて帰寮中の前記隊長高原勇夫が之を目撃して飯米の不正搬出なりと盲断し、…「村井は米泥棒だ」と殊更扇動したる為之を信じたる五十余名の隊員労務者は直ちに付和雷同して「村井を殺せ」と怒号しつつ事務所に押寄せ村井労務係に暴行せんとする氣勢を示し…所轄署に於ては署員を急行せしめ、…首謀者(隊長)高原勇夫外主なる行動者と目さるる二名を即時検束し残余労務者を就労せしめ一応事案は解決を見居りたる処、翌八日に至り…予定の移入労務者四十七名が…高原隊長釈放を鉱山側に要求して入坑拒否の態度に出でたり。」(中略)

「尚本事案は被害の程度比較的輕微にして勞務管理の欠陥に由因する処罰からざるのみならず検束処分に付したる首謀（扇動）者等は何れも平素の稼働成績良好なるを認められたるに依り再就労を許容したるが、隊長高原勇夫のみは本事件の責任者として諭旨送還せり。」（『特高月報』昭和18年11月分、138-140頁）

金の証言と上記の特高月報を比較して言えることは、第一に、前記金証言は「暴れるのはそれだけの理由があるわけで、村井が悪いから炭鉱側はどうすることも出来ん」として村井の不正（非常米の横流し）だと断定しているが、『特高月報』では「隊長高原勇夫が之を目撃して飯米の不正搬出なりと盲断し、…「村井は米泥棒だ」と殊更扇動したる為」として、酒気を帯びた高原隊長の「盲断」と「扇動」が原因と決めつけている。尤も、後者においても「本事案は…勞務管理の欠陥に由因する処罰からざる」として炭鉱側の落ち度も認めており、結局責任者である高原隊長のみの「諭旨送還」という処分で済ませている。事件の真相（どちらの言い分が正しいか）は、証言と特高月報を読み比べただけでは、俄かには判断できない。

第二に、処分者の氏名及び人数が、証言と特高月報では異なっている。金証言では「折尾署で取り調べを受けた高隊長と何人かは、済州島に強制送還された」とするが、特高月報の記録では「隊長高原勇夫のみは本事件の責任者として諭旨送還せり」で、隊長の氏名も人数も異なっている。

『特高月報』が正式な処分の結果を誤記するとは考えられないから、これは金の記憶違いだろう。高隊長と高原隊長は下記の証言に明記されている通り別人だが、名前が似ているので金が混同した可能性もある。

「第三訓練所は済州島出身者が大部分で、…勞務係の朝鮮人助手が配置されると聞くと、代表数人で岡部舎監と交渉して、寮の自主管理を主張した。（中略）舎監は気性の激しい人だったが、朝鮮人だといって特別に差別せず、その点ではこちらの要求を聞いてくれた。

高原勇夫隊長は、済州島庁に勤めていた男で、全員を引率して来てそのまま隊長になった。（中略）／もう一人の指導者は高潤大で、関西大学法学部の学生だった。（中略）舎監と対等に議論して、日本の植民地政策と、強制連行の無暴性を鋭く批判することがあった。

まだ二十四、五歳の青年でしたが、高原隊長よりも寮生の信望があり、みんなはいろんなことを相談するので、二人は何時も対立した。（中略）／高潤大は、そつと部屋に入つて来ては、朝鮮の解放を如何にして実現するかといった、炭鉱の幹部や特高が聞いたら腰を抜かすような話をした。／世界情勢を細かに分析して、「戦争はもうすぐ終わるから、炭鉱で無駄な生命を捨てないように」とみんなに話した。」（姜雲基、林（1989）、547-548頁）

第三訓練所のリーダーは、高原と高の二人いたようだが、高の方は話の内容から見て、恐らく朝鮮独立運動のメンバーだろう。しかし、前記『特高月報』によれば、この事件で済州島に諭旨送還になったのは高原一人であり、高は検挙もされず、特高月報には名前すら出てこない。

前に水上舎監の証言を紹介した際、その下で働いていた朝鮮独立運動のメンバーの大山隊長について、「大山隊長はインテリで、思想的にちゃんとしている反面、第二坑の労務課の連中やうちの労務に対しては、非常に従順に見せかけていた」と言っていたが、恐らく高も同様だったのだろう。従って、実質的リーダーである高は特高に探知されず、検挙・送還を免れたと考えられる。済州島に送還されたのは、高原隊長一人だった（高原が朝鮮独立運動に関与していたかどうかは、不明である）。

このように、高らは巧みに朝鮮人坑夫の間に潜伏して争議やストライキを指導し、その都度、炭鉱側から一定の譲歩を引き出すことに成功していた。そのことが、複数の証言の中に出てくる。

「第三訓練所の待遇改善の要求は、日炭の他の訓練所も同じことで、炭鉱側はストライキが広がることを恐れたようだ。

ストライキ以後、十日に一回だった麦入りの米飯が、一週間に一回に短縮され、最後には三日に一回になったよ。労務が急に寮生の機嫌を取り始めたのもおかしいことだった。」（前掲姜、549頁）

「食べ物の恨みは恐ろしいちいうが、それほど訓練所の飯はひどかったっけ。（中略）訓練所の飯だけじゃ、とても一時間も働けんやったっけな。労務が横流ししてピンはねされた分だけ、わたしたちの胃袋に入らんやったわけ。その証拠に、ストライキがあつて後、どんぶりに一杯の飯になったからね。」（前掲金、541頁）

この「ストライキがあつて後、どんぶりに一杯の飯になった」という意味は、ストライキの結果、食事量が「どんぶりに一杯の飯」に増えたという意味だろう。前記特高月報の言う「労務管理の欠陥」という記述は、労務の不正な非常米横流しを、暗に認めたものかもしれない。

こうして、第一回目の暴動・ストライキは、高原隊長の強制送還という犠牲を伴ったが、実質的リーダーの高は無傷のまま炭鉱に残った。しかし、その高も戦争末期には二回目の入坑拒否のストライキを指導して、済州島に強制送還されたようである。

「一九四四年の終わり頃だったと思うが、高松炭鉱で坑内事故が五、六回続けて起こり、寮生が十人続いて事故死した。それを契機に逃亡者がどっと増えて、私と一緒に炭鉱へ来た者のうち一年間で約半数の五十人に減った。同胞は死亡事故を目撃したことで、危険な坑内を嫌がって集団逃亡したのだった。（中略）逃亡して捕まると拷問を受けるだけで、寮の中は一つも変わらない…。苦しい現状を打開して変えて行くにはどうするか、私たちは部屋に集まって高潤大と一緒に考えた。／（中略）逃亡することが果たして解決に繋がるのかどうか、ずい分と討議しました。それよりも集団の力で坑内の安全を保障させ、労働条件や待遇改善の要求をすることのほうが大切ではないかとね。（中略）

労働時間の短縮と、坑内の安全を保証せよ、という二点は前のストライキの時未解決のままだった。／それに加えて、一、炊事婦と朝鮮人は同じ人間だから、言葉遣いを改めよ。二、飯の時には必ず味噌汁をつけること。／この二点を追加することになった。

十二月だったと思う。朝の第一番方から入坑拒否のストライキに入って、寮に閉じこ

もってしまった。(中略)／急を聞いて岡部舎監が寮へやって来た。／「どうして君たちは、俺に話さなかったのか!」と、すこぶる機嫌が悪かった。／「いや、これは寮内だけでなく炭鉱全体の問題だからだ。四点の要求が入れられない限り、無期限ストをやるつもりだ」／高潤大が岡部舎監にいった。そこへ憲兵が三人と、折尾警察署の所長と特高の五人がやってきた。

「お前たち全員を逮捕する」／憲兵と特高は、金日成将軍の指揮下にある、抗日組織が指導しているのではないかと、徹底して調べ始めた。／ストライキの主謀者は誰かを、きびしく追及して来た。(中略)

「みんなでやったのだから、全員済州島に強制送還してください」／前隊長の高原勇夫のことがあるから、そう答えるように話し合っていた。全員が強制送還しろといえ、第三訓練所の五十人が不足するから炭鉱側が困った。

高潤大だけが引っ張られて、寮から出て行った。(中略)後になって彼は、済州島へ強制送還されていることが分かった。」(前掲姜、551-552頁)

このように、二回目のストライキでは主謀者の高が強制送還されたが、事前によく練られたストライキで、「五十人全員」に辞められては困る炭鉱側から、大幅な譲歩を勝ち取っている。そのことは上記に続く証言で、姜が次のように述べていることから分る。

「第二回のストライキの効果は、たちまち現れた。日本人坑夫との間の賃金差別がなくなり、炭鉱側は坑内保安に力を注ぐようになった。さらに驚いたことには、舎監の許可さえ取れば、夜十二時まで外出が自由になった。外出が自由になると、誰一人として逃亡しなくなった。／炊事婦の突っけんどんな今までの態度がころっと変わって、味噌汁を何杯もお替りが出来た。／坑内事故も少なくなって、非常に働きようになった。

高潤大という指導者を失ったが、団結さえすればこっち側の要求を通せるという自信みたいなものが出来た。」(同上、552頁)

このように、高松炭鉱では潜伏していた高らの指導によって、ストライキが何度も計画され、その都度労働条件や待遇の改善を勝ち取っている。以上のことは、高松炭鉱だけの例外的事例だったのか、それとも筑豊(或いは全国)の炭鉱に共通の事象だったのかどうかは軽々に言えないが、少なくとも朝鮮人坑夫が一方的に酷使され、虐待されたという従前の「強制労働」のイメージとは非常に異なるものである。

最新の研究によれば、「1942年頃から警察の説得に応じず、さらに暴動を引き起こす事例が増加している」そうで、『特高月報』全体を読んで判明することは朝鮮人労働者の立場は先行研究で言及されているものよりもはるかに強い」と指摘されているが(前掲長谷『朝鮮人「徴用工問題」』、124-125頁)、その背後には、高松炭鉱に見られるような、「集団の力で坑内の安全を保障させ、労働条件や待遇改善の要求をする」意図的な動きもあったものと見なければならぬ。

他の炭鉱でも同様の事例が見られるかどうかは、今後の検証に待ちたいと思う。⁶

満期・一時帰国・家族呼び寄せ

満期を迎えた朝鮮人労働者の帰国を許すかどうかは、どこの炭鉱でも頭の痛い問題だった。高松炭鉱の労務係だった新川昌隆は、こう証言している。

「訓練所に百人やって来て、最後に満期になって帰る時は二十四、五人だった。釜山に来るまでに逃亡したり、下関などでも逃亡するから、朝鮮の現地で募集したうちの十分の一しか満期の時にいない計算になる。

契約満期は二年間が普通だが、最初のうちは一年満期というのもあった。これは日本国内に住んでいる朝鮮人で、炭鉱の労働に慣れた熟練坑夫に限られた。全く未経験な者を二年契約で募集して来ても、一年間は使いものにならない。

やっと炭鉱にも慣れて、熟練坑夫の先山になる頃に、二年満期になるので炭鉱としては帰国させたがらない。（中略）

新しく朝鮮へ募集に行けば、総督府の役人はじめ関係者に金がかかる。（中略）それに比べると、契約延長の手当てなどは僅かですんだ。／炭住〔炭鉱住宅〕を与えて女房子供を呼び寄せ、独身の青年には嫁を世話したりして、定着させる方法を取った。」

（前掲新川、599頁）

朝鮮に募集に行く代りに、「炭住を与えて女房子供を呼び寄せ寄せ、独身の青年には嫁を世話したりして、定着させる方法」、炭鉱としては安上がりで済むこの方法に、実際に応じたと思われる証言がある。昭和15年1月に高松炭鉱の募集に応じて入山した蔡晩鎮の妻・鄭学南の証言である。

「四月にひょっこり帰って来ました。私の故郷の親戚の娘を誰かの嫁に世話することになって連れに帰ったそうです。六月には家族を迎えに来るといって、一泊して家を出たですよ。／六月になると約束通りに迎えに来て、家を引き払って姑を入れて一家六人で関釜連絡船に乗りました。」（鄭学南、林（1989）、619頁）

この証言によれば、蔡は入山後半年も経たない内に二回も帰国している。一回目は、「故郷の親戚の娘を誰かの嫁に世話する」ための帰郷である。これは、「独身の青年には嫁を世話したりして、定着させる方法」を実行したものだだろう。二回目の帰郷は、炭鉱に家族を呼び寄せるための帰郷で、実際に蔡は「約束通りに迎えに来て、家を引き払って姑を入れて一家六人で関釜連絡船に乗り込んで」いる。これは、「炭住を与えて女房子供を呼び寄せ…定着させる方法」だろう。

このように、蔡の場合は満期を待たず、会社の方針に従って入山後すぐに帰郷し、独身の同胞に親戚の娘を世話したり、家族呼び寄せに協力している。これは蔡がたまたま日本語が出来たために会社の方針に協力した（させられた？）もので、集団移入で日本に来た多くの朝鮮人坑夫には、こうした真似は出来なかっただろうと思われる。

しかし、当初の契約が満期になって、どうしても帰国したいという場合はどうするか。

上記の新川は、筑豊石炭鉱業会の「満期半島人労務者に対する対策」(内容は「一、事前工作」「二、事後工作」から成るが、満期帰国については特に言及していない)を掲げた上で、次のように証言している。

「真面目な坑夫とか逃亡の心配のない者は、旅費を出して一時帰国させ、家族を呼ぶようにした。／わしが二年満期の彼らを朝鮮に連れて行った時、一人七百円の現金を持っていた。最後まで残ったのは精鋭やった。(中略)／石鹼とか軍手の配給があると大事に節約し、彼らは満期の時に持って帰った。(中略)」

その頃、二年満期の帰国といえば、故郷に錦を飾るといふか、家族や親戚に土産を買った。革靴を新調している者もある。」

「郡庁に寄って帰国者の名簿を渡して、全員で持ち帰った金額を報告した。それから警察署を訪ねて、酒と地下足袋をお土産に渡して、十日後に出発することを伝えた。それをしていないと、他から募集に来た者が、彼らを連行する恐れがあった。(中略)

二十数人帰国して、二人だけは家庭の事情で炭鉱へ連れて戻れなかった。」

(前掲新川、599-602、603頁)

ここから窺えるのは、二年満期で帰国する者は「真面目な坑夫とか逃亡の心配のない者」に限られたこと、その場合の旅費は会社持ちとするが、あくまで「一時帰国」であり、「家族を呼ぶ」ことを基本方針としていたことなどである。「一人七百円の現金を持っていた」というのは意味がよく解らないが、二年間で貯めた貯金を下ろし、それだけの現金を持っていたということか。北海道天塩炭鉱では、「1942年9月に契約満期を迎えた者たちが貯金を払い戻した」ことが明らかになっている(長谷前掲書、186頁)。

もう一つ、気になる証言は「警察署を訪ねて、酒と地下足袋をお土産に渡して、十日後に出発することを伝えた」という記述の後に、「それをしていないと、他から募集に来た者が、彼らを連行する恐れがあった」と証言していることである。これは、それだけ他の炭鉱からの引き抜き競争が激しく、ウカウカしていると一時帰国した労務者を他の炭鉱に引き抜かれてしまう恐れがあったことを示している。それを防止するためにも、現地の警察署への「付け届け」が不可避だったのだろう。

結局この時新川は、「二十数人の帰国」に付き添い、十日後に「家庭の事情で炭鉱に戻れなかった」二人を除く全員を、もう一度炭鉱に連れ戻すことに成功している。

しかし、満期になっても「真面目な坑夫とか逃亡の心配のない者」しか一時帰国を許可しないというのでは、その他の坑夫には不満が募ることになる。その点に関しても、ストライキの大きな原因の人だったという、以下のような証言がある。

「みんなが怒ったのは、村井の米の横流し事件だけが理由ではないで、それは一つのきっかけに過ぎんやった。

わしよりも早うから徴用で来た寮生が、二年満期でも帰されず、さらに三年満期になって帰す約束を炭鉱が守らなかった。(中略)

約束通り帰国させなかったら絶対に入坑するなど、それはもう大変な怒り方やった。(中略) みんなが主張するのは、二年満期したら一度帰郷して家族と会って、再び炭鉱に来る

といっているのでね。それを炭鉱側は、お前たちは帰国したら絶対に帰って来んと決めて
かかってな。それだから三年満期しても、訓練所に閉じ込めて帰そうとせんもんな。」

（前掲金、543頁）

炭鉱側のこうした姿勢に、反対した舎監もいた。朝鮮独立運動を支持していた、前掲の水上舎監である。

「坑長は私を呼ぶと、満期になっても、絶対に帰国させる必要はない。もう朝鮮の現
地では労働力は底をついているので、炭鉱としては帰すつもりはないからそのつもりで
いてくれ。逃亡する者が出るだろうから、その時は労務で徹底してしめつけろ」と、平気な
顔でいった。

「あんたらは無理ばかりいっているじゃないですか。日頃からわが子のように大切に可
愛がればいいものを、圧制して叩けば働くと考えている。彼らは募集の時に、必ず二年
したら帰すと、約束して連れて来ているはずです。それを帰さないといえ、約束が違う
といって反発して逃げるのは当り前のこと。（中略）満期の者を帰さないというのなら、
私はもう舎監を止めますから福利課へ帰らせてもらいます」

二年の契約満期を、勝手に三年に延長して、さらにそれをなし崩しにして、絶対に帰
国させるなという方針に私は反対した。実際、各訓練所では満期延長を告げると、急激
に逃亡が増えて、外勤の労務係は探しに行くだけで時間を取られていた。／最後には「お
前の勝手にしろ」と坑長は怒っていった。」（前掲水上、577-578頁）

このように満期帰国をめぐるのはそれを渉る会社側に対して、朝鮮人坑夫の間に大きな不満がくすぶり、争議や逃亡の一因になったこと、また舎監の中には帰国に同調する動きもあったことが窺える。会社側としては、契約延長手当や家族呼び寄せ等の方法で極力引き留めようとしたが、思惑通りには行かなかったというのが実態であろう。

実際、坑夫の沈石万は二年満期となった1942年に一時帰国しているが、二回目の二年満期となる1944年には会社側が帰郷を認めなくなったため、家族呼び寄せに応じたが、1945年にはもう一度、強引に一時帰国している。

「一九四二年の旧正月、二年満期になると、家族の顔も見たいし故郷に帰ることにした。

日炭から武藤さんが引率して送って来たが、面長などに挨拶するとすぐ帰った。（中略）
約一ヵ月間朝鮮で過ごして、知り合いのところや親戚を遊び回った。」

「一九四四年の春、高雄第一訓練所の近くの平屋建て四軒長屋の一つをもらい、父と女
房、子供二人を内地に来る手続きをした。（中略）父は…一ヵ月内地で遊んで朝鮮へ帰っ
てしまった。（中略）／その頃は事実上、二年満期の契約はなし崩しとなった。お前たちは
一度故郷に帰ったら、絶対に炭鉱には来ないという理由で、帰郷を認めなくなったので
すよ。」

「一九四五年の旧正月、父の病気と母の法事があるので帰国することにした。労務係に
帰りたいと話すと、関釜連絡船が決行しているから帰るなど説得されたが、女房と子供
二人を置いておくからと強引に出たですよ。（中略）／先祖の法事を済ませると、十日後に

故郷を出発した。」(前掲沈、519, 522, 526-527頁)

この沈の場合は、二度も一時帰国しながら逃亡もせず、二度とも高松炭鉱に帰っている。二度目は家族を人質に置いて帰国したという事情もあっただろうが、1944年頃には「お前たちは一度故郷に帰ったら、絶対に炭鉱には来ない」という理由で「事実上、二年満期の契約はなし崩しとなった」とある通り、これは例外的な事例であったことが解る。

終戦時の会社対応

高松炭鉱は、終戦後の朝鮮人坑夫の帰国に積極的・協力的であったとは言えない。それどころか、敗戦に及んでも尚、朝鮮人坑夫を入坑させて、採炭させようとしていたと、水上舎監は証言する。

「当時の日本の雰囲気というのは、終戦になったので朝鮮人は勝手に帰ればいいではないかと、炭鉱自ら帰国の方法を積極的に推進する気持はなかった。(中略)

戦後の一時の混乱期を過ぎると、炭鉱側は生産再開をあせり始めたですよ。それに一番先に火をつけたのが第一線の坑長たちで、朝鮮人坑夫から信頼されていた私を利用しようとした。／約三千五百人という朝鮮人は、それまで日炭では採炭の主力になっていたの、船待ちの間だけでも採炭させようと考えたのだった。(中略)

ある日、徳賀坑長に呼ばれて行った。／「水上君、ぼつぼつ採炭を再開させないかんが、日炭としては朝鮮人を帰国させないことに決まった」(中略)「彼らを朝鮮に帰さずに、このまま訓練所に置いて入坑させるから、すぐ仕事を始めて浅川から入坑させてくれ」(中略)

他の舎監は朝鮮人には無力、私が絶対的な力を持っていたから坑長は口説き始めた。しかし、私には彼らを帰国させる責任がある。炭鉱の幹部たちは、敗戦という事態を全く認識していないことに怒りを感じてね。

「もし、そのようなことを今彼らに伝えたら、大変な暴動が起こりますよ。筑豊の他の炭鉱では、早く帰国させると暴動が起こって、炭鉱も警察も手がつけられないで困っているでしょうが。ここもそんなになってもいいんですか。(中略)／炭鉱側としてすぐ帰国させる方法を講じてやるのが、彼らに対して最後の勤めというもんじゃないですか。坑長がどうしても彼らを使いたいというのなら、ご自分で伝えてください。彼らがどういう行動を取るか、それは私の責任じゃありませんから」／私は怒って坑長室を出た。(中略)

それで私も覚悟を決めて、炭鉱とは関係なく自分の責任で彼らを帰国させようと、すべての賃金計算、貯金の支払、退職金、帰国旅費を内勤の労務係にさせた。(中略)

その日のうちに私は、下関の関釜連絡船の事務局に行って乗船の交渉をした。(中略)

石炭をトラック十台分送り込むことで、船主と交渉が出来て、私は内金を千円払って訓練所に帰って来た。(中略)／私は訓練所の倉庫を開いて、中にある米をはじめ地下足袋、軍手、作業着などを全部出させた。／「米は握り飯にして持たせる。その他の物は全部土産にやるから、お前のほうで勝手に配分しろ。一個だって、もうここに残す必要はないからな」／私は大山隊長を呼んで品物を渡した。すぐ下関に行って、船主に一人百円の闇船のチャーター料を払い、二日後の早朝出発することを決め、すべての手配は終わっ

た。（中略）炭鉱の意に反して、朝鮮人を強引に帰国させたので、私としてはやはり身の危険を感じていた。（中略）

その後、朝鮮人の帰国問題はスムーズにいき、十一月末には博多からの徳寿丸で、第一坑の朝鮮人坑夫が帰国した。」（前掲水上、582-584頁）

このように、炭鉱側は敗戦に及んでも朝鮮人坑夫に採炭させようとし、それに反対した水上は、独断で彼らの帰国に必要な一切の清算処理をさせたとしている。この証言は、沈石万の以下の証言とは、必ずしも一致しない。

「日本人の労務係や指導員がどっと逃げて、ある時期には残ったのは朝鮮人ばかりになった。（中略）その時、強制連行組と所持持ちを入れて、第一坑から二坑まで入れると約三千五百人の朝鮮人同胞が住んでいましたからね。さてその人たちがどういう方法で帰国するのか、働いた賃金の支払いをどうするか、それが大問題となって混乱しましたよ。（中略）

炭鉱の清算が困難だったのは、終戦の前日に西部軍から連絡があったとかで、捕虜、中国人、朝鮮人の関係書類を焼却しろと、各坑の労務係をはじめ訓練所の書類を処分したからね。郵便貯金の通帳だけはかろうじて渡されたが、国債は一銭も支払うてもろうとらん。（中略）退職金を含めて別れ金が三百円と、八月分の賃金を支払っただけ。

炭鉱側は強制連行して来ておいて、戦争が終わったから、勝手に帰国しろという感じだね。強制連行した責任を取ることなく、朝鮮人は自分たちの手で配船しなくてはならなくなった。（中略）／そのうち炭鉱と政府の間で帰国船の話が出来て、五十人とか百人とか労務係が港まで連れて行って乗船させた。」（前掲沈、528-529頁）

水上と沈の証言を比較すると、一致点と相違点の双方がある。

一致点は、炭鉱側の態度が協力的でなく、「炭鉱自ら帰国の方法を積極的に推進する気持はなかった」という点である。敗戦に及んでも尚入坑させようとしていたという水上の証言も、恐らく事実であろう。

一方、「すべての賃金計算、貯金の支払、退職金、帰国旅費を内勤の労務係にさせた」とする水上の証言に対し、沈は「郵便貯金の通帳」と「退職金を含めて別れ金が三百円と、八月分の賃金」しか貰っていないと主張する。しかし、「すべての賃金計算」は「八月分の賃金」に、「貯金の支払」は「郵便貯金の通帳だけはかろうじて渡された」に、「退職金、帰国旅費」は「退職金を含めて別れ金が三百円」に該当するから、貯金通帳を現金として実際引き出せたかどうかは別として、会社側としては出来る限りの清算はしたと見做してよいのではないだろうか。

一致しないのは、「終戦の前日に…各坑の労務係をはじめ訓練所の書類を処分した」旨の陳述が水上証言にはないこと、水上の証言では「炭鉱の意に反して、朝鮮人を強引に帰国させた」となっているが、沈の証言では「炭鉱と政府の間で帰国船の話が出来て、五十人とか百人とか労務係が港まで連れて行って乗船させた」となっている。即ち、沈の証言には水上が「独断で」「朝鮮人を強引に帰国させた」というくだりが、スッポリと抜け落ちているのである。

これは、他に傍証がないので、いずれが正しいとも断定し難い。終戦時の朝鮮人坑夫の動向について、高松炭鉱の組合史は、「これまでドレイのように酷使されていた朝鮮人労務者たちは、祖国の独立と解放をよろこび荷物をまとめて故国へと続々帰っていった。復しゅうをおそれてかつての暴力労務係とおそれられた者、半島訓練所や捕虜収容所係員はいちはやく高松から姿を消した」と記すのみである（前掲『日炭高松組合十年史』、51頁）。

しかし、繰り返しになるが、沈が「郵便貯金の通帳」と「退職金を含めて別れ金が三百円と、八月分の賃金」を受け取ったということは、炭鉱側としてもそれなりの誠意を示したと言えるのではないか。「そのうち炭鉱と政府の間で帰国船の話が出来て、五十人とか百人とか労務係が港まで連れて行って乗船させた」という沈の証言は、「その後、朝鮮人の帰国問題はスムーズにいき、十一月末には博多からの徳寿丸で、第一坑の朝鮮人坑夫が帰国した」という水上の証言と、或いは同じことを言っているのかもしれない。

その場合は、水上が炭鉱を代表して政府と交渉し、話をまとめたということになるのであろうか。水上は戦後の自らの立場について、次のように述べている。

「戦後すぐ、私は日炭の職員組合の組織化に取り組んで委員長になり、全石炭労働組合の議長として東京の本部へ行った。私は戦後第一回の総選挙で、福岡第四区から日本共産党から立候補したが敗れてね。（中略）／朝鮮人たちが、帰国する時贈ってくれた柱時計の音を聞く度に、当時のことが懐かしく思い出されるよ。」（前掲水上、584頁）

水上は戦後は共産党員として、高松炭鉱の組合の組織化に取り組んだことが解る。早くから朝鮮独立運動に関係した水上の経歴は、戦後も労組の指導者として生かされたと言えるだろう。⁷

註

- 1 拙稿「朝鮮人戦時労働者の「証言」に関する学問的考察」、『歴史認識問題研究』第16号、13頁。
- 2 林が行った聞き取り調査を元にまとめられた『異郷の炭鉱―三井山野炭強制労働の記録』（海鳥社、2000）に対しては、当時の現場をよく知る関係者から具体的な反論が寄せられており（佐井洋一・跡部義夫『異郷の炭鉱―三井山野炭強制労働の記録』を読んで一嘘や捏造、誤聞、伝聞を排す、『エネルギー史研究』22、2027）、林が紹介した証言の中には「虚偽証言」や「ためにするもの」が含まれていることは、筆者は既に前稿で指摘済みである（前稿24-25、66頁）。

また、林のルポルタージュの手法についても、次のような批判があることは無視できない。「ルポルタージュ作家の林えいだいが、自分は父の知人の上坪隆氏の友人であると名乗って、1人ずまいをしていた母を訪ねてきました。彼は慰安婦の写真帖を見て写真の複写を行い、母に関連資料を父の書斎にとりに行かせた間に、5枚の写真を剥ぎ取り、無断で持ち帰りました。（中略）品物を特定して返却するよう、内容証明付きの手紙を弁護士に書いてもらって送りました。／相手から「自分を盗人扱いする。名誉棄損で訴える。」という手紙が来ました。（中略）林えいだいは父の生前に、『清算されない昭和―朝鮮人強制連行の記録（グラフィック・レポート）』という写真集を岩波書店から出版していました。（中略）林えいだいの本の写真は、いろんな人々の写真を盗っていて、人々が抗議しても本人が相手にしなかったので、出版されると人々が出版社に訴えてきたそうです。」（天児都「写真をめぐる人々との対応―父・麻生徹男資料の管理者としての30年」、『歴史認識問題

研究』4、2019.3、127-128頁）

林は「証言」や「写真」を駆使して「強制連行」「強制労働」を主張したが、こうした事例に照らし見ても、研究者であれば当然要請される学術的公正を重んじる姿勢は、ジャーナリストである林には感じられない。いや、それ以前の問題として写真の盗用云々が正しいとすれば、林には最低限の信義というか人間的誠実さに欠けるところがあったように思われる。林の聞き書きした「証言」を鵜呑みに出来ないというのは、以上のような点からも言えることである。

- 3 実際に、高松炭鉱から20円送られてきたという証言がある。1940年1月に高松炭鉱の募集に応じ、入山した蔡晩鎮の妻・鄭学南の証言である。「主人は面にあった夜学校に行つて、日本語は上手だし、内地の地理のことも少しは分かっているようでした。／一九四〇年の正月がすむと、必ず迎えに来るから、母を頼むよ」といって出て行きました。（中略）最初に金を送ってきたのが二十円で、こんなにまとまった現金ははじめてのことですね、さっそく借金を払いました。」（鄭学南、林（1989）、619頁）この証言は、「会社送金15円プラス任意送金5円で、月額平均20円を故郷の側では受け取っていたことになる」という、筆者の推断の正しさを裏付ける証言と言えそうである。
 - 4 もう一つ、傍証として昭和17年1月から高松炭鉱（第二高松炭鉱工作課）に勤務していた早田幸雄の回顧録を掲げておく。「韓国の盧武鉉大統領は、…強制連行など声高にまくし立てているが、日炭や他の炭鉱各社夫々の会社の労務係が朝鮮の現地に労務者の募集に行き、応募した人だけを選抜して内地に連れ帰り、社宅も日本人と同じ社宅に住ませ、賃金も日本人と同じ賃金をもらっていた。」（中略）若し強制連行があったとしたら、特別の宿舎にまとめて入れ、賃金も低く押さえられていたはずだが、そんなことは一切無かった。」（『早田幸雄回顧録』、『石炭研究資料叢書』28、2007.3、226頁）
 - 5 これにも傍証がある。高松炭鉱にいた前掲の早田幸男は、こう証言している。「工作課には巻上機の運転士や人車の車掌などに韓国人が働いておりましたが、伝手を頼つて「マツカリ」（日本のドブクロ）をわけてもらい、寮で飲んだものです。…又時には梅ノ木の山の中で密殺した牛の肉をわけてもらったこともありまして。とにかく戦時中は空腹を満たすため、色々と苦勞をしたものです」（前掲早田幸雄（2007）、225-226頁）この証言は、高松炭鉱に勤務していた日本人が、朝鮮人戦時労働者に「密殺した牛の肉をわけてもらった」という話である。彼等の方が、日本人よりも容易に牛肉にありつけていたことが、ここからも窺える。
 - 6 昭和19年1月14日、警察部長会議において内務省保安課長は「朝鮮人運動」に関して、次のように述べている。「就中昭和十四年以降国民動員計画に基き移入しました朝鮮人労務者は三十余万名の多数に達して居るのであります（中略）／然るに之等労務者の内地に於ける稼働状況を見まするに…各地に於て集団暴行事件其の他の紛争議を惹起し又は職場を放棄して逃走する者等が続出して居りまして…治安確保の見地からも可成り注意を要するものがある実情にあるのであります。（中略）而かも従来は思想的な原因に依りまして発生しました集団暴行事件等は殆んど皆無であつたのでありますが、最近に至り二、三思想容疑者の扇動に基き集団暴行の挙に出でた事例が存するのであります。／特に注意を要すると思料せらるゝものは最近思想分子又は不良分子が介在して意識的な帝国を敗戦に導く為に生産を阻害して居つた事例がある」
- こう述べた上で、保安課長は北海道夕張炭鉱と兵庫県日亜製鋼所の事例を挙げているが、前者については次のように述べていることが注目される。「昭和十七年八月北海道夕張炭鉱に移入朝鮮人労務者として移住した崔貞元と云ふ思想的意識分子が同炭鉱に着山以来他の移入労働者に対し「日本が戦争に負ければ米英の援助により独立することが出来る。朝鮮が独立すれば差別的取扱もなく朝鮮人に眞の幸福が来る。日本を敗戦に導く為には仕事を怠けて石炭を出さないやうにしなればならない」と独立思想を宣伝し民族意識の高揚を図ると共に怠業を扇動して同人等の作業場所に於ける一日の採炭面三米九十位であつたのを昨年六月頃に至りまして二米六十に低下せしめるに至つたと云ふ事実があるのであります。」（内務省警保局保安課「治安状況に就て」、朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』第五巻、16-17頁）
- 本文中に記した高松炭鉱の二回のストライキの事例は、昭和18年11月及び昭和19年12月のことだが、以上の内務省の説明を見ると、北海道夕張炭鉱でも朝鮮独立運動との絡みで「怠業を扇動」する動きが昭和18年に起っており、高松炭鉱だけが例外ではなかったことが解る。よって、内務省でも昭和19年初頭から、朝鮮人労務者の「思想容疑者の扇動」に基いた「集団暴行」や「怠業」に留意し始めていた、というのが実情だった。
- 7 水上は日炭高松職員組合に属していたが、昭和22年12月に成立した全石炭産業労働組合（全石

炭）書記長、次いで委員長となり、昭和24年1月の衆議院総選挙に共産党から出馬したが落選、昭和25年10月にはレッド・パージで高松炭鉱から解雇されることが確認できる。（宮本忠人『地底からの雄叫び 炭鉱労働運動戦後史―日炭高松闘争の経験から』38, 84頁）